

報告対象案件一覧表

	対象国名	案件名	案件概要
事後報告案件			
1	ボツワナ	令和4年度課題別研修「ICT 案件形成能力向上（A）」	ICT 技術者のみならず、様々な立場で各分野（医療、農業、産業振興、防災、教育等）に携わる関係者が、自己の持つ課題を ICT をツールとして活用することによってそれぞれの開発課題を解決していく能力を身に付けることを目指すもの。本研修にボツワナ防衛・公正・安全保障職員1名を含む計12名が参加。
2	パプアニューギニア	令和4年度課題別研修「水災害被害の低減に向けた対策」	日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義・視察等を通じた、水災害対策に係る政策立案・実施における能力強化。本研修にパプアニューギニア国防省傘下の同国災害管理センター職員1名を含む計14名が参加。
3	パキスタン	「人材育成奨学計画」	パキスタンでは、各種開発課題を取り扱う政府機関の能力及び体制が、総じて取り組むべき課題に比して不足している。政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官の育成を支援し、開発課題の解決と二国間関係強化に寄与する。本研修に、投資、農業、汚職防止を研究テーマとして帰国後に関連分野に転籍を予定する国防省職員が3名含まれている。
4	ジャマイカ、スリランカ、モリシャス、モルディブ、フィリ	令和4年度課題別研修「救難・環境防災」	海難救助、海上防災及び海洋環境保全にかかる知識・技能（我が国の知見を含む）の習得・向上により、対象国の関連分野における能力向上を図る。本研修に、ジャマイカ国防軍職員1名、国防省傘下のスリランカ沿岸警備隊職員1名、軍籍保持者が所属するモリシャス国立沿岸警備

	対象国名	案件名	案件概要
	ピン、バングラ デシュ		隊職員 1 名、バングラデシュ沿岸警備隊職員 1 名、海軍の役割も担うモルディブ沿岸警備隊職員 1 名及び有事に国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員 1 名を含む計 11 名が参加。
5	セネガル	令和 4 年度課題別研修「アフリカ総合防災」	各国の中央・地方政府において、災害マネジメントサイクルのうち予防・減災に携わる者を対象に、日本の経験に基づく防災体制・技術・災害リスク削減に関する研修を行うもの。地方防災計画の策定演習及び講義を通じ、災害リスク削減における基礎知識と実践的ノウハウの取得を目的とする。本研修に軍籍を保持するセネガル国家消防隊職員 1 名を含む計 5 名が参加。
6	インド、モルディブ、フィリピン、スリランカ	令和 4 年度課題別研修「海上保安政策プログラム」	海上保安機関の初級幹部職員が海上保安業務を遂行するための実務的・応用的な素養を身につけ、国際的課題に適時・適格に対処出来る能力を向上させるとともに、研修プログラムを通じて研修参加国間のネットワークを構築し、国際的な協力関係強化を図る。本研修に国防省傘下にあるインド沿岸警備隊職員 1 名、海軍の役割も担うモルディブ沿岸警備隊職員 1 名、有事の際に国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員 1 名、国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備隊職員 1 名を含む計 5 名が参加。
7	カーボベルデ	令和 4 年度課題別研修「アフリカ総合防災」	日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に地方防災計画の策定演習を行うもの。本研修に、国民保護・消防庁職員 1 名（文民であるが、

	対象国名	案件名	案件概要
			所属組織の性格上、災害等の非常時には国防軍と協働することも想定される）が参加。
8	フィリピン、スリランカ	令和4年度課題別研修「海上犯罪取締り」	海上保安機関や海上警察機関の現場指揮官を対象として、アジア及びソマリア海賊対策や薬物、密輸、人身売買への対策など、海上犯罪取締りに必要な知識や技術を講義、視察、実習（乗船実習含む）を通じて包括的に習得することを目的とする。有事の際に国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員1名、国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備庁職員1名を含む計13名が参加。
9	エクアドル	「エコシステムベースの参加型流域管理」	中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する。本研修に、エクアドル海軍の職員1名が参加。
10	タイ	令和4年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」	開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。本研修に軍籍を保持する王立タイ測量局1名を含む計13名が参加。
11	インドネシア	令和4年度課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格B級）」	水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として実施するもの。本研修にインドネシア海軍海洋業務センター職員1名を含む計8名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
1 2	ウクライナ	令和 4 年度課題別研修「サイバー攻撃防御演習」	サイバー犯罪への対処等に係る知識・経験の習得および国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係を強化するもの。本研修に、軍の傘下にあるウクライナ軍情報保障・サイバー防御共同センター職員 1 名を含む計 1 1 名が参加。
1 3	ベトナム	「経済社会開発計画」(航海訓練関連機材供与)	ベトナム海上警察 (VCG) 教育訓練センターにおける人材育成に必要な航海訓練関連機材を供与することにより、同国の海上保安能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。
1 4	モーリシャス	「流出油対応に係る体制能力強化プロジェクト」	モーリシャス海域において発生する事故に起因する流出油が適切に処理されることを目標とし、モーリシャス国家沿岸警備隊の職員等に対する、油流出事故対応に係る専門知識の技術移転を通じて同国の油流出事故対応能力の向上に寄与する。本件の対象主体となる国家沿岸警備隊には、複数名のインド人将校が上級職に就いており、長官にもインド海軍将校が就いている。
1 5	アルバニア	令和 4 年度課題別研修「自然災害に対する森林の防衛機能など生態系を活用した防災・減災機能強化のための能力向上」	森林の防災機能を含む ECO-DRR について理解し、それらの機能を踏まえた防災体制の確立と強化が図られるための必要な能力を育成することにより、各途上国における自然災害の軽減に向けた取組への参考とし、防災の強化、拡充に資することを目的に実施するもの。本研修に、アルバニア防衛省傘下の国家保護庁の職員 1 名を含む計 3 名が参加。
1 6	モルディブ	令和 4 年度課題別研修「航空保安セミナー」	民間航空に対するテロ等の不法介入行為を防止するために、航空保安に関する知識・経験の向上を通じて途上国の保安体制を強化するもの。本研修に、モルディブ国防省職員 2 名を含む計 8 名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
17	カンボジア	草の根・人間の安全保障無償資金協力「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院中古救急車及び消防車整備計画」	地域住民や国内外旅行者のみならず、海軍関係者も診療の対象としているカンボジアベトナム友好病院に中古救急車2台及び中古消防車2台を整備することにより、シハヌークビル州内及び隣接州で発生する救急・救助活動の際に、より迅速に対応できる能力の向上を図り、もって地域住民の安心・安全な生活確保に寄与する。
18	セネガル	令和4年度課題別研修「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」	サブサハラアフリカ諸国の中央又は地方政府において、砂漠化に関する国際的な議論を理解し、土地の劣化と砂漠化に対応するための日本及び諸外国の措置と事例を学び、参加者が所管する政策と計画を改善することを目的に行動計画の策定を行う。本研修に、軍籍を有するセネガル環境省職員1名を含む計6名が参加。
19	バングラデシュ	令和4年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」	国家測量機関、火山・地震観測研究機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理のあり方とその利活用方策を策定できる人材の育成を目標としている。本研修に、バングラデシュ測量局（国防省傘下）職員2名を含む計9名が参加。
20	モルディブ	「経済社会開発計画」(保健医療関連機材供与)	モルディブ政府に対し、我が国で製造された保健医療関連機材(救急艇)を供与することにより、同国の保健医療サービスへのアクセス及び質の改善を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。本計画で供与する救急艇の供与先は保健省であるものの、モルディブ国軍傘下の沿岸警備隊が保健省の要請に基づき病人の搬送等を目的とした救急艇の運用(操縦・維持管理)を担う。

	対象国名	案件名	案件概要
2 1	インドネシア	技術協力プロジェクト「犯罪抑止活動推進プロジェクト」の予算を活用して実施される国別研修「東南アジア 3 か国テロ対策セミナー」	日本の警察の国際テロ対策を学ぶことにより、東南アジア 3 か国のテロ対処能力が強化されるとともに、東南アジア 3 か国及び日本の中で国際テロ対策にかかる協力関係が強化されることを目的とする。本研修に参加者の 1 名は、インドネシア国家テロ対策庁に所属するものの軍籍を有する職員。
2 2	インドネシア	令和 4 年度インドネシア海上保安機構 BAKAMLA 長官及び職員の本邦招へい	インドネシア海上保安機構の長官含む高官（軍籍を有する者）を本邦招へいし、日本海上保安庁の海上保安大学校の施設視察や人材育成体制についての意見交換・サイト視察等の機会を提供し、今後の BAKAMLA 向けの案件形成・実施をより円滑に進めていくもの。
2 3	コロンビア	技術協力プロジェクト「対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト」	コロンビア政府に対し、効果的・効率的な地雷汚染地の解放を目的とし、地雷除去活動における基準の改善や効果的なツールの開発とあわせて、カンボジア地雷対策センター（CMAC）との南南協力による能力強化研修を実施することにより、コロンビア政府の地雷対策能力強化を図り、もって同国及び地域の安定に寄与する。本件技プロの中で実施予定の研修に、コロンビア国防省（軍籍保持者かは未定）、同国陸軍及び海軍の職員（人数未定）が参加する。
2 4	バングラデシュ	令和元年度技術協力プロジェクト「国家地理空間情報整備支援プロジェクト」	バングラデシュにおける国土空間データ基盤（NSDI）構築のため、バングラデシュ側の関係機関に対して、NSDI に係る概念や価値の理解の促進、実施体制強化支援、地理情報標準国内規格化に向けた共通ルール整備支援、NSDI システム（サーバー）の拡張支援を実施することで、NSDI の管理主体であるバングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh : SOB）と関係機関の NSDI 構築や利活用に係る組織能力強化を図り、も

	対象国名	案件名	案件概要
			って主要な政府機関による NSDI を通じた地理空間情報の適切かつ効率的な管理と利用に寄与するもの。本プロジェクトの対象機関は国防省傘下の組織であるバングラデシュ測量局（S O B）の職員が参加。
2 5	アンゴラ	「経済社会開発計画」(地雷除去関連機材供与)	アンゴラ政府に対し、日本企業製品を含む地雷除去関連機材（アタッチメント、工作車等）を供与することにより、同国の復興支援を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。案件形成後に、本件の供与対象である地雷除去実施機関が組織改編により国防・退役軍人省の傘下におかれることとなった。
2 6	キルギス、タジキスタン	令和 4 年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」	我が国の国際防災協力の一環として、中央アジア・コーカサス地域の防災対策・災害対策担当者と「仙台防災枠組 2015-2030」に反映された我が国が幾多の自然災害から得た経験と教訓を共有し、同地域における防災・減災社会の構築に貢献するとともに、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的とするもの。本研修に、軍籍を保持するキルギス共和国非常事態省職員 2 名及びタジキスタン非常事態・市民防衛委員会職員 2 名を含む計 7 名が参加。
2 7	マレーシア	令和 4 年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力推進」	日本を含む、アジア各国の関係者の人身取引対策（特に予防、被害者保護・自立支援）に係る取組の理解促進、またより効果的な地域連携の促進を目標とするもの。本研修に、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員 1 名を含む計 5 名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
28	インドネシア	「離島開発及び漁業監視能力強化計画」	インドネシア海洋水産省に対し、退役した水産庁の漁業取締船2隻を譲渡し、改修・機材整備等を行うことにより、同国の漁業監視能力の向上等に寄与するもの。供与後に先方政府により、小銃等の海上法執行機関として必要最小限の装備が搭載されることが想定される。
モニタリング実施案件			
1	タイ	技術協力プロジェクト「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト」における国別研修(第33回適正会議)	タイ国内の災害医療体制の整備・強化及び将来的にタイが ASEAN 各国の災害医療分野の人材育成を担っていくための能力強化を図るもの。
2	フィリピン	「経済社会開発計画」(テロ対策機材供与)(第39回適正会議)	フィリピン国家警察に対し、テロ対策機材(警備車両、防弾盾、防弾衣、防弾ヘルメット、防爆スーツ)を供与することにより、同国のテロ対策分野における法執行能力向上を図るもの。
3	フィリピン	個別専門家派遣「災害リスク管理」(第39回適正会議)	日本の防災行政の経験と知見に基づいた政策的な助言を行うことにより、フィリピンの防災能力の向上及び防災主流化の促進に寄与する。
4	タイ	技術協力プロジェクト「全地球航法衛星システム及び電子基準点の統合的運用のための国家データセンター設立能力向上プロジェクト」(第42回適正会議)	電子基準点網及び統合データセンターの制度設計や運営・維持管理体制の提言、測位データ公開に係る仕組みや民生利用促進に係る能力強化等を行うことにより、同国の関連産業振興や新規ビジネス創出に寄与する。
5	フィリピン	21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム「災害リスク削減とマネジメント」(平成30年度)	シンガポール及び日本での経験を基に、都市災害及び自然災害に対する予防や緩和策、復旧・復興に関する基本的な知識を共有することで、参加国の防災に向けた取組や緊急時のマネジメントシステムの改善を目指す。

	対象国名	案件名	案件概要
		第三国研修) (第 44 回適正会議)	
6	フィリピン	防災機材ノン・プロジェクト無償資金協力 (第 44 回適正会議)	フィリピン政府による大規模自然災害発生時における迅速かつ効果的な人命救助活動体制を確立するとともに、災害時の捜索・救助。復旧の対応に係るリード機関に指定されている AFP の災害対応能力強化を支援する。
7	バハマ	「経済社会開発計画」(防災分野機材供与) (第 33 回適正会議)	防災分野の機材供与による災害対策能力強化支援。
8	カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン	「中央アジアにおける総合的なリスク管理能力及び地域協力強化計画 (UNDP 連携)」(第 32 回適正会議)	中央アジア地域では、人的・経済的被害をもたらす自然災害(地震、雪崩等)が頻発しており、地域内での協力した対応が必要であり。この協力では、統一的な災害モニタリング・早期警報システムの構築、緊急対応ネットワークの拡張・強化及び防災対策担当省庁職員の能力強化等を行った。
9	バングラデシュ	国別(カウンターパート)研修「地理空間情報政策」コース (第 33 回適正会議)	全球測位衛星システム連続観測点等の現代測量・地図作成に関わる最新の知識技術を学ぶとともに、国土空間データ基盤の概念、有用性を学ぶ。
10	バングラデシュ	国別(カウンターパート)研修「地理空間情報の政策活用」(第 35 回適正会議)	地理空間情報の共用・連携の事例と技術を学び、全国地理空間情報データ及び電子基準点網をさまざまな行政分野・産業・研究に活用することを図る。
11	バングラデシュ	本邦招へい「地図複製技術の共有」(第 39 回適正会議)	地図複製技術等を共有することにより、同国の地理空間情報の活用促進を図る。
12	バングラデシュ	平成25年度技術協力プロジェクト「デジタルバングラデシュ構築のための地	バングラデシュ測量局が整備を計画している事業に関する日本の技術と事例について、関係機関・企業における視察や意見交換を行い、バングラデシ

	対象国名	案件名	案件概要
		図作成能力高度化プロジェクト」における本邦招聘(第 50 回適正会議)	ユのインフラ開発に資するもの。
13	ペルー	第三国研修「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」(第 33 回適正会議)	防災分野の専門家や行政官を育成するとともに、チリを拠点とした中南米域内の防災専門家育成に係る連携ネットワークの構築。
14	ボリビア	第三国研修「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」(第 39 回適正会議)	防災分野の専門家や行政官を育成するとともに、チリを拠点とした中南米域内の防災専門家育成に係る連携ネットワークの構築。
15	ペルー	第三国研修「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」(第 44 回適正会議)	防災分野の専門家や行政官を育成するとともに、チリを拠点とした中南米域内の防災専門家育成に係る連携ネットワークの構築。
16	ペルー	第三国研修「津波：科学的基礎、危険度、脆弱性」(第 44 回適正会議)	防災分野の専門家や行政官を育成するとともに、チリを拠点とした中南米域内の防災専門家育成に係る連携ネットワークの構築。
17	中央アジア・コーカサス5か国	平成29年度国別研修「地震防災・耐震技術」(第 39 回適正会議)	地震防災の基礎とリスク評価、日本の地震防災策と耐震行政等をテーマとし、対象国における地震防災や建物耐震の取組促進を図るもの。
18	スリランカ	「海上保安能力向上計画」(第 18 回適正会議)	海難救助及び海上犯罪の予防・鎮圧に向けた法執行能力の向上及び船舶からの油等の流出事故の予防等の海上保安能力の向上。
19	モルディブ	「経済社会開発計画」(油濁処理機材供与)(第 41 回適正会議)	油濁処理機材供与により海上での油流出事故への対応強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の介在社会開発に寄与する。

	対象国名	案件名	案件概要
20	モルディブ	草の根無償「中古消防車両及び消防機材整備計画」(第 42 回適正会議)	中古消防車及び消防機材を整備し、同国の脆弱な防災分野を強化する。
21	モーリタニア	技術協力個別案件(専門家)「水産加工教育」	海洋科学高等教育機関(ISSM)加工教育課程における指導能力の向上。
22	モーリタニア	技術協力個別案件(専門家)「漁村コミュニティ開発」	水産訓練センター(CQFMP)水産資源管理教育課程における指導能力の向上を図るもの。
23	コロンビア、エクアドル	平成30年度課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」(第 44 回適正会議)	地震・津波防災及び復興政策に貢献できる中核研究者・技術者・行政官の養成。
24	フィリピン	トルコ第三国研修「災害リスク管理及び強靱なコミュニティづくり」(第 44 回適正会議)	トルコ及び日本の有する防災にかかる学術的な知識と実務的な手法を共有することを通じた災害被害の低減。
25	インドネシア	平成31年度課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－(国際認定B級)」(第 50 回適正会議)	海図作成及び海洋情報の収集・活用に係る能力向上を図るもの。
26	バングラデシュ	令和元年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」(第 50 回適正会議)	国家測量機関、火山・地震観測研究機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理のあり方とその利活用方を策定できる人材の育成を目標としている。
27	キルギス、トルクメニスタン	令和元年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災行政」(第 50 回適正会議)	我が国の国際防災協力の一環として、中央アジア・コーカサス地域の防災対策・災害対策担当者や「仙台防災枠組 2015-2030」に反映された我が国が幾多の自然災害から得た経験と教訓を共有し、同地域における防災・減災

	対象国名	案件名	案件概要
			社会の構築に貢献しようとするとともに、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的とするもの。
28	フィリピン	令和元年度課題別研修「船舶安全」 (第 50 回適正会議)	海事国際条約の規則要件及び内航船に対する安全基準や検査合理化について習得するもの。
29	フィリピン、スリランカ、ガーナ、ガボン	令和元年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第 50 回適正会議)	海上犯罪取締りに必要な知識・技術を講義、視察、実習を通じて包括的に習得することを目指す研修。
30	バングラデシュ	令和元年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」(第 50 回適正会議)	開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。
31	ホンジュラス	平成30年度対ホンジュラスノンプロ見 返り資金事業「ファナライネス公園3 広場整備計画」(第 50 回適正会議)	公園整備をすることによって、公園利用者に環境教育等を促進する場が提供され治安維持に資すること、多くの野生動物が生息する同丘を覆う森林を適切に保護することを目的としている。
32	フィリピン	21 世紀のための日本・シンガポール・ パートナーシップ・プログラム「海上安 全管理」(令和元年度第三国研修) (第 50 回適正会議)	日本と同様に海上航行の安全管理分野の知見を豊富に有するシンガポールと協力し、当該地域の行政官の能力向上を目的に研修を実施するもの。
33	スリランカ	令和元年度 JICA 国別研修「薬物犯罪 取締り」(第 50 回適正会議)	スリランカを含む参加国の法執行機関の幹部職員を対象として、違法薬物取締りに係る効果的な対策について日本や参加国の経験を共有し、国際的なネットワークを構築することで、国境での取締り強化や犯罪捜査能力の向上を含め、各国の薬物犯罪取締りを強化することを目的に実施される研修。

	対象国名	案件名	案件概要
34	フィリピン	令和元年度青年研修「フィリピン/災害リスクエリアにおける地域活性化コース」(第 50 回適正会議)	災害脆弱性の高いフィリピンの将来を担う若い行政官らが東日本大震災の経験をもつ東北地方での研修を通し、防災行政にかかる知見を深めるもの。
35	バングラデシュ	令和元年度課題別研修「気象業務能力向上」(第 50 回適正会議)	我が国気象庁の協力のもと、数値予報、気象衛星及び気候情報並びにこれらを活用した気象情報作成手法の習得を目的として実施するもの。途上国の気象業務能力向上及び防災能力強化への貢献が期待される。
36	モルディブ	令和元年度課題別研修「航空保安セミナー」(第 50 回適正会議)	民間航空に対するテロ等の不法介入行為を防止するために、航空保安に関する知識・経験の向上を通じて途上国の保安体制を強化するもの。
37	フィリピン	令和元年度課題別研修「救難・環境防災」(第 50 回適正会議)	「海難救助、海上防災、海洋環境保全」にかかる知識・技能の向上・習得により、対象国の関連分野における能力向上を図るもの。
38	スリランカ	令和元年度国別研修「国際テロ対策」(第 50 回適正会議)	国際テロ対策に関するスリランカ警察の能力強化。
39	ナミビア	令和元年度課題別研修「サイバー犯罪処理能力向上」(第 50 回適正会議)	サイバー犯罪への対処等に係る知識・経験の習得および国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係を強化するもの。
40	フィリピン	令和元年度課題別研修「防災教育制度の向上」(第 50 回適正会議)	防災教育を担当する中央または地方の担当機関の職員を対象とし、各国の状況の分析や研修で得られた日本の知見をもとに、所属機関/国における防災教育システム(計画)の改善に係るアクションプランを作成することを目的に実施される。

	対象国名	案件名	案件概要
41	スリランカ	スリランカ国別研修「違法薬物の使用防止強化」(第 50 回適正会議)	スリランカ国家危険薬物取締局の違法薬物の使用防止策に係る能力が強化される。
42	スリランカ	スリランカ技術協力「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」(第 50 回適正会議)	土砂災害リスク評価に基づいた早期警戒体制の構築および土地利用計画概念の導入等。
43	スリランカ、フィリピン、タイ	令和2年度課題別研修「海上保安政策プログラム」(第 56 回適正会議)	海上保安機関の初級幹部職員が海上保安業務を遂行するための実務的・応用的な素養を身につけ、国際的課題に適時・適格に対処出来る能力を向上させるとともに、研修プログラムを通じて研修参加国間のネットワークを構築し、国際的な協力関係強化を図る。
44	スリランカ	令和2年度日本NGO連携無償資金協力「スリランカ国の災害対応における官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事業」(第 56 回適正会議)	軍関係者を含む官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化に取り組む。
45	カンボジア	対カンボジア草の根無償「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院医療機材整備計画」(第 54 回適正会議)	海軍関係者のみならず、地域住民や国内外旅行者等を主たる診療の対象としている、一般市民に広く開かれた総合病院に対して、診断に必要な医療機材(X線撮影施設、画像読取・現像装置、超音波診断装置、生体情報モニタ)並びにX線撮影室の防護工事を供与するものであり、一般市民の基礎的保健サービスへのアクセスを改善することも目的としている。
46	スリランカ・フィリピン	令和2年度課題別研修「救難・環境防災」(第 56 回適正会議)	「海難救助、海上防災、海洋環境保全」にかかる知識・技能の向上・習得により、対象国の関連分野における能力向上を図るもの。

	対象国名	案件名	案件概要
47	スリランカ	令和2年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第 56 回適正会議)	海上保安機関や海上警察機関の現場指揮官を対象として、アジア及びソマリア海賊対策や薬物、密輸、人身売買への対策など、海上犯罪取締りに必要な知識や技術を講義、視察、実習(乗船実習含む)を通じて包括的に習得することを目的とする。
48	ネパール	令和2年度対ネパール「経済社会開発計画」(保健・医療関連機材供与)(第 62 回適正会議)	ネパール政府に対し、日本企業製品を含む保健・医療関連機材を供与することにより、同国の保健・医療体制の強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。
49	エクアドル	令和3年度課題別研修「建築防災」(第 62 回適正会議)	日本の経験に基づく、建築基準、建築規制システム及び建築防災政策に関する知見を習得する。
50	キルギス、トルクメニスタン	令和3年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」(第 62 回適正会議)	我が国の国際防災協力の一環として、中央アジア・コーカサス地域の防災対策・災害対策担当者と「仙台防災枠組2015-2030」に反映された我が国が幾多の自然災害から得た経験と教訓を共有し、同地域における防災・減災社会の構築に貢献しようとするとともに、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的とするもの。
51	カーボベルデ	令和3年度課題別研修「アフリカ総合防災」(第 62 回適正会議)	各国の中央・地方政府において、災害マネジメントサイクルのうち予防・減災に携わる者を対象に、日本の経験に基づく防災体制・技術・災害リスク削減に関する研修を行うもの。地方防災計画の策定演習及び講義を通じ、災害リスク削減における基礎知識と実践的ノウハウの取得を目的とする。
52	スリランカ	令和3年度課題別研修「コミュニティ防災」(第 62 回適正会議)	自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得する。

	対象国名	案件名	案件概要
53	フィリピン、スリランカ、インド、ケニア、モルディブ	令和3年度課題別研修「救難・環境防災」(第 62 回適正会議)	海難救助、海上防災及び海洋環境保全にかかる知識・技能(我が国の知見を含む)の習得・向上により、対象国の関連分野における能力向上を図るもの。
54	フィリピン、スリランカ、ケニア	令和3年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第 62 回適正会議)	海上保安機関や海上警察機関の現場指揮官を対象として、アジア及びソマリア海賊対策や薬物、密輸、人身売買への対策など、海上犯罪取締りに必要な知識や技術を講義、視察、実習(乗船実習含む)を通じて包括的に習得することを目的とする。
55	スリランカ	令和3年度 JICA 課題別研修「水災害被害の軽減に向けた対策」(第 62 回適正会議)	日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義・視察等を通じた、水災害対策に係る政策立案・実施における能力強化。
56	モルディブ	令和3年度課題別研修「違法・無報告・無規則(IUU)漁業の抑止に係る政策・対策」(第 62 回適正会議)	IUU漁業対策に従事する各国の機関に対し、日本のIUU漁業対策について共有するとともに、各国のIUU漁業に対する具体的な課題、及び現地で導入可能な対策や今後の国際協力の方向性について検討することを通じ、各国の違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策に係る法制度支援や海上法執行能力の強化等を行う。

1. 基本情報

- (1) 国名：ボツワナ
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「ICT 案件形成能力向上(A)」
- (3) 参加者：ボツワナ防衛・公正・安全保障省職員 1 名を含む計 12 名
- (4) 計画の要約：

ICT 技術者のみならず、様々な立場で各分野（医療、農業、産業振興、防災、教育等）に携わる関係者が、自己の持つ課題に ICT をツールとして活用することによってそれぞれの課題を解決していく能力を身に付けることを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ボツワナ共和国防衛・公正・安全保障省は、国民の平和と安全を守るため、安全、人権及び法の遵守に関する責務を担う。ボツワナ国防部、ボツワナ警察、刑務所・社会復帰部、法務部、司法長官室を有し、その他関連下部組織を有する。

当該参加者は、軍事活動を行う組織ではなく人事部に所属しており、文書管理マネージャーとして、電子化促進、コンピューター上での文書管理の改善に係る業務を担っていることから、軍の作戦立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されない。

ボツワナでは電子化促進を目指し、コンピューター上での文書管理の改善が進行中であり、その業務を担う当該参加者が、研修成果を省内で活用することで、同国の電子化促進に寄与することが期待される。

- (2) 当該国における情報通信セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ボツワナの援助重点分野は、①産業多角化に向けた環境整備、②貧困削減及び生活の質の向上である。ボツワナは、高中所得国に分類されるが、同国経済は鉱業セクターに多くを依存しており、産業多角化の必要性に迫られているものの、産業開発に必須である経済インフラ（特に運輸・情報通信基盤）の整備、関連組織のキャパシティ・ビルディングが課題となっている。本研修は、①に貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

参加国における様々な分野の開発課題に対して、ICT を活用してプロジェクトを形成する能力を養うことを目的に、実践的な問題分析や解決手法、日本の ICT 関連の取組みの最新動向等を学ぶ。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：パプアニューギニア
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「水災害被害の低減に向けた対策」
- (3) 参加者：パプアニューギニア災害管理センター職員 1 名を含む計 14 名
- (4) 計画の要約：

水災害対策に係る政策立案・実施に係る能力強化を図ることを目的とし、日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義、各国の治水対策に係るアクションプラン作成等を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、災害の多い地域での水災害対策、河川管理、土砂管理に係る知識を習得すると共に、防災対策に携わる者が、東日本大震災をはじめとする災害事例における復旧・復興活動に関する講義及び実践形式の演習を通じて、水災害被害の抑止・軽減及び災害からの復旧・復興をはかるための総合的な能力を強化し、水関連災害被害の軽減に向けた政策立案に資する知見を得ることを目的としている。

パプアニューギニア災害管理センターは、防災関連機関の調整、防災全般情報の取りまとめ、防災計画策定の業務を行っており、当該候補者は、同センターにて緊急支援物資の補給・通信担当として、防災業務を担っている。また、軍籍を有しておらず、軍の作戦立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されない。

パプアニューギニアでの防災分野での同センターの役割を鑑みると、本研修に同センター職員が参加することにより、研修で得られた防災に関する知見がパプアニューギニア全体に裨益することが期待される。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

太平洋島嶼国は自然災害リスクが非常に高い地域であり、豪州外務貿易省によると、大洋州地域で最も多い災害はサイクロン（43%）、次いで洪水（16%）とされている。これらの自然災害は島嶼国の経済や財政に与える影響も非常に大きく、開発上の大きな課題となっている。パプアニューギニアにおいては、環境・気候変動・防災分野が我が国の同国に対する援助重点分野のひとつとなっており、本研修は同国の防災強化を図るための支援として重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

途上国における水資源分野、治水・防災分野の実務を担う者に対し、水災害被害の軽減に向けた政策の企画立案・実施能力強化を目的とした講義、演習、視察を実施する。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

2017 年 6 月 27 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：本事業は、パキスタン・イスラム共和国の指導者となることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワークの構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性**(1) 本事業を実施する外交的意義**

パキスタンは、世界第 6 位の人口を有し、アジアと中東の接点に位置し地政学的重要性を有するとともに、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において、重要な役割を担う同国の安定的な発展は、アフガニスタンを始めとする周辺地域、ひいては国際社会全体の平和と安定にとり極めて重要である。

我が国は、パキスタンの経済成長を通じて安定した持続的な社会の構築を達成するため、経済基盤の改善や人間の安全保障をはじめとする同国の開発課題に貢献する支援を行っており、いずれの開発課題においても、行政能力向上と制度構築が大きな課題となっている。このような中、2016 年 9 月の日・パキスタン首脳会談において、シャリフ首相から安倍総理に対して、日本からの人材開発等に対する期待が表明されたところであり、本事業を通じてパキスタンの開発課題に取り組む中核となる行政官等の育成を支援することは、同国との二国間関係の強化に寄与するものであり、外交的意義が高い。

(2) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタンにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

(3) 中核人材育成に対する我が国の協力量針等と本事業の位置付け

対パキスタン・イスラム共和国国別援助方針（2012 年 4 月）では、「経済成長を通じての安定した持続的な社会の構築」を基本方針とし、「経済基盤の改善」「人間の安全保障の確保と社会基盤の改善」「国境地域などの安定・バランスのとれた発展」を重点分野として定めている。本事業はこれら開発課題への取組に貢献する人材の育成を行うものであり、右方針に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施するドナーとしては、主に豪州、韓国、タイ、中国、

英国、米国等が挙げられ、主に修士課程・博士課程における留学に対して奨学金事業を実施している。

(5) 本事業を実施する開発政策上の意義

本事業は、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致している。同国において、中核となる人材の育成、行政能力の向上及び制度構築は大きな課題となっており、国家政策「Pakistan 2025」においては、経済成長を達成するための 7 つの小目標の一つに制度改革・公共セクターの近代化が挙げられている。また、同国は人口約 1 億 8,000 万人という世界第 6 位の人口大国であり、隣国との関係から、国際社会全体の平和と安定において重要な役割を担う国の一つである。本事業は、パキスタンの開発課題に対応するための政策立案・実施において、活躍が期待される人材の育成を行うものであり、同国の社会・経済の安定化に寄与するものと位置付けられる。また、留学生は、日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することも期待される。加えて、本事業は、本邦大学への留学を支援するものであることから、SDGs ゴール 4 にて掲げられている質の高い教育の確保に貢献する。以上より、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本計画は、パキスタン政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

(ア)実施内容

1 期あたり最大 20 名（修士課程 18 名、博士課程 2 名）、計 4 期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では 4 期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

(イ)コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・留学生への奨学金支給、大学への授業料等支払を行う。

(ウ)調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③ 他の JICA 事業との関係：特になし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：財務・歳入・経済・統計・民営化省経済局（Ministry of Finance, Revenue, Economic Affairs, Statistics and Privatization, Economic Affairs Division）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のためにパキスタン・イスラム共和国

において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、パキスタン・イスラム共和国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定などを主に行う。

運営委員会の構成：財務・歳入・経済・統計・民営化省経済局、在パキスタン・イスラム共和国日本国大使館、JICA パキスタン事務所

(3) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な候補者の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁の拡大等により、より優秀な留学生を選定できるよう工夫する。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ジャマイカ、スリランカ、モーリシャス、モルディブ、フィリピン、バングラデシュ
- (2) 案件名：令和 4 年度（2022 年度）課題別研修「救難・環境防災」
- (3) 参加者：ジャマイカ国防軍職員 1 名、スリランカ沿岸警備庁職員 1 名、モーリシャス国立沿岸警備隊職員 1 名、モルディブ沿岸警備隊職員 1 名、フィリピン沿岸警備隊職員 1 名、バングラデシュ沿岸警備隊職員 1 名を含む計 11 名
- (4) 計画の要約：
本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得により、対象国の関連分野における能力向上を図ることを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携協力及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域における多大な被害の発生や環境への深刻な影響が懸念される。特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれがある。そのため、両海峡沿岸国を初めとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去 30 年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

【ジャマイカ】

ジャマイカ国防軍は、広大なカリブ海領域の沿岸警備を含め、沿岸地域の治安維持のほか、密輸船・密漁船等の犯罪、広い海域にわたる沿岸警備、海難救助、環境保全等、海上保安機関としての機能も有している組織であり、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998 年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009 年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政

策を所掌する唯一の機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と考えられる。

【モーリシャス】

モーリシャス国立沿岸警備隊は、モーリシャスの安全に関連する法律の施行、海域保護に関する法律の施行、海域内での違法行為の摘発・防止・抑制や救助・環境防災など、沿岸警備にかかる複数の後方支援を実施しており、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【モルディブ】

モルディブ沿岸警備隊は、モルディブ国防軍の一部門であり、海軍の役割を果たす一方、海上治安維持部隊の役割を果たしている。活動には、海上警察、海上災害時及び緊急事態の際に民間防衛、テロ対策、海賊対策、搜索救助、人道作戦、領海内における領海内及び排他的経済水域における搜索救難活動、モルディブ領空内の航空監視なども含まれる。同組織が救難環境防災に関する役割を担っている国家組織であることから、同部門の能力強化を図ることは本研修の趣旨に合致する。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、1901年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998年の大統領令により運輸省傘下の組織となった。海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする機関の職員を対象としている本研修の参加機関として適当と考えられる。

【バングラデシュ】

バングラデシュ沿岸警備隊は、1994年の沿岸警備隊法制定により設立された内務省傘下の組織であり、有事の際に海軍を支援することとされており、また職員の多くを海軍の出向者が占める。一方で、同隊は、海洋法の執行、密輸・違法漁業・海賊行為の取り締まり、海難救助を担っており、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であるため、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

(2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

海上保安実務者として最も基本的な業務である船舶事故及び人身事故に対する救助活動、油流出事故に起因する海洋環境汚染対策の他、東日本大震災等の大規模な自然災害への対応の経験及び教訓等について、高度かつ専門的な知識・技能及びノ

ウハウや我が国における取組みを学び、参加者が海上保安に関する理解を深める目的で実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：セネガル
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「アフリカ総合防災」
- (3) 参加者：セネガル国家消防隊職員 1 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法立案を目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、地方防災計画の策定演習を通じて、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に実施する。

セネガル国家消防隊は、国防省の下部組織であり、災害の予防、減災において地方防災計画を策定することが体制上必要である。同消防隊は、有事には国防省の指示のもと民間防衛に従事すると共に、災害時には人命救助を含めた災害応急対応にあたる。セネガルでは洪水などが頻発しており、災害が発生する以前の災害リスク削減に向けた取り組みが必要であり、災害に関わる関係機関や人材の防災・減災に関する能力強化が急務である。研修参加者が本研修を通じて習得する知識と実践的ノウハウは、上述のセネガルが有する課題解決に貢献する。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アフリカ地域は、日本と同様に自然災害が数多く発生し、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因の一つとなっており、防災対策への取り組みが必要となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

各国における「仙台防災枠組」のグローバルターゲットを達成するため、地方防災計画策定演習と講義を通じ、災害リスク削減や仙台防災枠組実施への実践的な知識とノウハウを習得する。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：インド、モルディブ、フィリピン、スリランカ
- (2) 案件名：令和 4 年度（2022 年度）課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (3) 参加者：インド沿岸警備隊職員 1 名、モルディブ沿岸警備隊職員 1 名、フィリピン沿岸警備隊職員 1 名、スリランカ沿岸警備庁職員 1 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行う。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

【インド】

インド沿岸警備隊は、1978 年の沿岸警備隊法制定により発足した、国防省傘下の法執行機関である。同隊における総括的な監督・指示・統制権は、中央政府に与えられ、指揮監督は中央政府が任命したインド総局長によって行使される。同隊は、インド海域における海洋法執行を行う同国唯一の機関であることから、本研修への同隊からの参加は適切であると言える。

【モルディブ】

モルディブ沿岸警備隊は有事の際に海軍としても機能するが、その役割は海洋に関する多岐の事項にわたっており、テロ対策、海賊対策任務、搜索救助、救難活動や海洋環境保全にかかる研究等も実施している。同沿岸警備隊はモルディブ共和国で唯一、海難救助・海上環境保全等の海事業務全般を所掌している機関であることから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998 年に漁業水産資源省傘下の組織として発足し、2015 年の再編で国防省の傘下となった組織である。同庁は、沿岸警備庁長官（海軍出身）の指揮下にある、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための組織であり、その任務は違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であることから、本研修への同庁からの参加は適切であると言える。

(2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

シーレーンの安定を図る為には、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要であり、本研修は、日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論について高度な教育を行う。また、日本及びアジア地域各国の海上保安関連機関において強固で持続性のあるネットワークが構築されることにより、参加機関による域内の連携が一層促進され、これにより法の支配に基づく国際的海洋秩序の維持及び発展につながることを期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：カーボベルデ共和国（以下、カーボベルデという。）
- (2) 案件名：令和 4 年度課題別研修「アフリカ総合防災」
- (3) 参加者：カーボベルデ国防軍所属 2 名（軍籍を有する）
- (4) 計画の要約：アフリカ地域各国の中央・地方政府において、災害マネジメントサイクルのうち予防・減災に携わる者を対象に、日本の経験に基づく防災体制・技術・災害リスク削減に関する研修を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

カーボベルデは、人口約 588 千人（世銀、2021 年）のアフリカ西部沖合に浮かぶ島嶼国である。火山性噴火によりできた 10 個の島と 8 の小島で構成されているが、居住可能エリアは限られ、都市人口比率は 67%（世銀、2021 年）にのぼる。年間降水量は 200mm 程度と少なく、火山群島であるため地下水も限定的なため、慢性的な水不足であり、旱魃が度々発生している。一方で、近年は一度にまとまった雨が降る場合やハリケーンにより、鉄砲水や地滑りなどの被害も発生している。また、火山噴火も過去 200 年で 6 回発生しており、直近では 2014 年から 2015 年にかけてフォゴ山が噴火しており、現在も 3 つの活火山を有している。

上記の状況を踏まえてカーボベルデ政府は、仙台防災枠組みに則った国家災害リスク戦略（National Disaster Risk Strategy）を 2018 年 5 月に制定し、その施行のための体制の変更・強化を行っていく段階にある。しかしながら、現在のカーボベルデの体制は法律で定められたものとなっておらず、関係組織間での役割が曖昧なままであり、中心となる組織の能力強化ならびに関係機関間の連携強化が必要とされている。本案件では、カーボベルデにおいて災害等の緊急時対応のオペレーションを担う国民保護・消防庁の職員に対して、本邦の事例をもとに防災計画の策定や実施に関する研修を行い、同戦略の実施能力の向上に貢献することで、災害リスク管理の強化と計画能力の向上に資するもの。

また、本案件は 2017 年 8 月の TICADVI 閣僚級 FU 会合（於マプト）における、日・カ両外相会談時に協議された防災協力の具体化の一つであり、2018～2020 年度に実施した国別研修に続くものである。対カーボベルデ共和国別開発協力方針（2020 年 4 月）においても防災分野における我が国の知見及び技術を活かした支援を行うと定めており、グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスクの削減」の「災害リスクの理解及びリスクの管理のための防災推進体の体制確立」及び SDGs のゴール 1.5「災害に対するリスク度合いや脆弱性の軽減」に資する協力であるため、実施の意義は大きい。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アフリカ地域各国の中央又は地方政府において、災害マネジメントサイクルにおける予防、減災に携わる者を対象に、「仙台防災枠組 2015-2030」に反映されている過去の災害により蓄積された日本の経験を総合的に学ぶための研修。研修参加者が自国における「仙台防災枠組」の実施に向け、特に 2020 年を目標年としているグローバルターゲット（e）の達成に貢献すべく、地方防災計画の策定演習及び講義を通じ、災害リスク削減における基礎知識と実践的ノウハウの習得を目的としている。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、スリランカ
- (2) 案件名：令和 4 年度（2022 年度）課題別研修「海上犯罪取締り」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員 1 名、スリランカ沿岸警備庁職員 1 名を含む計 13 名
- (4) 計画の要約：

アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的に、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策に係る講義等を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、海上保安機関、海上警察機関に所属する海上犯罪取締り実務担当者を対象に実施される研修である。

研修内容は、海上犯罪取締指揮運営論（総論、各論）を始めとする海上犯罪取締りに係る基礎理論の習得や日本の海上保安体制に対する理解の深化、自国の課題解決にむけたアクションプランの作成等を行う。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、運輸省傘下の組織である。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海上犯罪取締りの能力向上を目的とする当該研修には同隊からの参加が適当と考えられる。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998 年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009 年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、同国の海上犯罪取締りにおける法執行能力向上を図るうえで、同警備庁からの参加は適当と考えられる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

特にアジア・ソマリア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も密輸・密航・不法操業等が引き続き重大な課題となっていることから、海上交通路の安全・保安確保に向けた各国の実務担当者の知識・技術の向上が不可欠であるとともに、地域内各国の協力強化・ネットワーク構築が重要となっている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アジア・ソマリア周辺海域沿岸国における海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力の向上を目的として、海上犯罪取締りにかかる基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、研修員間及び日本の海上保安関係者との間での意見交換を通じ、自国の課題解決に向けたアクションプランの作成及び研修参加国間ネットワークの強化を目指した研修を実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 案件名

国名：パナマ共和国

案件名：（和名）エコシステムベースの参加型流域管理

（英名）International Course on Ecosystem Based Participatory Watershed Management

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における環境セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ
パナマ運河流域の保全は、運河航行のための安定した水量の確保や首都圏住民のための生活用水・工業用水の確保、さらには生物多様性保全等の観点からも重要である。しかしながら、流域周辺の住民増加に伴い、農牧地確保のための森林伐採、焼畑耕作、牛放牧地への転換等が行われ、森林の減少や土壌劣化が顕著化するなど流域の水源涵養機能の低下が懸念されてきた。

このような背景から、パナマ政府は、運河流域の特に貧困状況にある村落の住民に対して、自然環境を守りながら生計の向上も実現可能な環境調和型の生産技術指導に取組み、JICA は「森林保全技術開発計画」（1994-2000）「パナマ運河流域保全計画（2000-2005）」「アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発計画」（2006-2011）の技術協力プロジェクト実施により自然環境保全と格差是正に係るパナマ側の自助努力を支援しつつ、住民グループによる環境に配慮した持続的な農業生産活動を実践してきた。

パナマ政府は、これらの協力成果を達成する過程で培われた技術・知識・ノウハウ等を、同様の開発課題を有する他の中南米諸国に共有・移転することを目的に、第三国研修「参加型村落開発手法による流域管理」（2014-2016）を要請・実施し、研修参加国の担当機関職員や技術普及員等の人材育成および各国の実情に適したアクションプランの策定を支援した。

本研修（2018-2022）は、前回の研修経験を活かしつつ、上流から下流に至るまでの多様な環境を一体的に管理する生物学的総合性も取り入れた包括的な流域管理を推進し、研修参加国の流域管理実施能力強化を図るとともに、南南協力の実施国としてパナマ政府の取組み（好事例）を中南米域内に発信していくものである。

（２）環境セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

本研修は、我が国の対パナマ国別開発協力量針重点分野の「環境に配慮した経済基盤整備」-「環境保全プログラム」に該当する。また、対 SICA 地域協力

「SICA 地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト」(2018-2023)との連携案件にも位置付けられている。

(3) 環境セクター／地域における他の援助機関の対応

2018 年度第 1 回研修において、ラムサール西半球地域センター(CREHO)がマングローブ保全に関する講義を担当した。

3. 事業概要

(1) 事業目的：中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：参加対象国の研修参加者

※参加対象国 16 か国（アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ）

最終受益者：参加対象国の研修参加者所属機関

(4) 総事業費（日本側）50,000 千円（案件開始当初）

(5) 事業実施期間： 2018 年 4 月～2023 年 3 月（計 60 か月）

(6) 事業実施体制：環境省水安全局流域管理課

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 研修受入諸費の負担、研修諸費の一部負担（※必要に応じ）
- ② 国外講師派遣受入諸費・謝金等の負担、調査団派遣（※必要に応じ）
- ③ 研修カリキュラム・GI 作成・研修運営への助言

2) パナマ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 研修カリキュラムの策定、研修資機材の手配
- ③ 国内講師の手配
- ④ GI 作成、参加国への送付
- ⑤ 研修員募集、選考及び受入手続
- ⑥ 研修運営管理
- ⑦ 研修実施経費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

【技術協力プロジェクト、第三国研修】

「森林保全技術開発計画」(1994-2000)

「パナマ運河流域保全計画」(2000-2005)

「アラフエラ湖流域総合管理・参加型開発計画」(2006-2011)

「参加型村落開発手法による流域管理」(2014-2016)

【ボランティア派遣】

関連職種：「植林」「森林経営」「環境教育」「コミュニティ開発」など

2) 他援助機関等の援助活動

ラムサール西半球地域センター(CREHO)事務所が研修等を実施している。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：中南米地域(参加対象国)において、パナマの経験を活用し、域内人材の流域管理実施能力が強化され、持続的な統合流域管理体制が確立・普及する。

(2) プロジェクト目標：中南米地域(参加対象国)で流域管理を担当する機関の職員等が、住民参加・環境モニタリング・ジェンダー配慮・気候変動の影響・流域の脆弱性など、流域を取り巻く様々な環境や状況の変化も視野に入れた流域管理手法に関する知識を深め、自国における統合流域管理を推進する。

(3) 成果

成果1：各国における流域管理のケーススタディや経験等が参加者間で共有される。

成果2：流域環境の脆弱性対応に係る住民参加型活動を含む流域管理の実施が推進される。

成果3：各国の実情に合った参加型流域管理の持続性を保つための事業立案能力が向上する。

成果4：研修で習得した知見等を活用したアクションプラン実施戦略が立てられる。

(4) 活動

主な研修内容

- ・参加型流域管理手法
- ・流域保全、コミュニティ参加型手法、ジェンダー配慮・啓発、環境教育
- ・環境問題、社会評価
- ・流域環境脆弱性の緩和に係る社会参加
- ・流域におけるガバナンス
- ・社会参加型ツール
- ・社会生態系分析、脅威分析

- ・ 気候変動、生態系サービスによる適応型流域管理
- ・ 流域における防災
- ・ 水資源保全計画、国家目標
- ・ パナマ流域環境の変遷
- ・ 農村、都市部における参加型水資源管理、マングローブ生態参加型管理
- ・ 湿地管理

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「国家測量事業計画・管理」
- (3) 参加者：王立タイ測量局職員 1 名を含む計 13 名
- (4) 計画の要約：

国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

地理空間情報は、国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であるという事実を踏まえ、開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、当該分野に携わる人材に対する能力向上への支援が必要となっている。タイにおいては、タイ王国軍の特別局である王立タイ測量局が国家地図作成機関であり、社会インフラの開発にかかる基本図を作成し、都市開発等の基本となる各種地理空間情報を提供する業務を担う機関であることから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

我が国のタイに対する援助は、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献の推進を基本方針とし、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN 地域共通課題への対応、③ASEAN 域外諸国への第三国支援を重点分野としている。本研修は、①の一環として、タイが持続的に社会・経済を発展させていくための支援の観点から重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であるという事実を踏まえ、開発途上の各国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。具体的には、測量行政の制度・課題、測量事業計画・管理のためのマネジメント手法、基準点測量、地理情報システム等に関する講義、実習、視察、討論を通じ、参加者の地図行政における政策形成と業務改善を実施する能力向上を目指す。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2023 年 4 月 25 日

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア
- (2) 案件名：令和 4 年度（2022 年度）課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格 B 級）」
- (3) 参加者：インドネシア海軍海洋業務センター職員 1 名を含む計 8 名
- (4) 計画の要約：水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際 B 級認定技術者と認定される。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

インドネシアは ASEAN 最大の人口と国土を有する ASEAN の中核国であり、世界最大のイスラム人口を抱え、マラッカ海峡を始め重要な海上交通路の要衝に位置し、同国の安定は我が国を含むアジア全体の安定と繁栄に不可欠である。近年は政治的安定と順調な経済成長を実現し、東南アジア唯一の G20 メンバーとして国際場裏での役割を拡大してきており、気候変動対策や民主化支援などアジア地域及び国際社会の課題に対しても積極的に取り組んでいる。また、同国は、民主主義や人権、市場経済といった基本的な価値観を我が国と共有し、かつ幅広い国民レベルでの長い友好関係を有する戦略的パートナーである。

インドネシアに対する援助の重点分野は、①更なる経済成長への支援、②不均衡の是正と安全な社会造りへの支援、③アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上のための支援、と定められており、本研修は③の一環として、インドネシアがアジア地域の抱える海上安全の問題に適切に対応していくための支援として重要といえる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

インドネシアは G20 のメンバーとなり、世界政治経済における発言力を拡大させるとともに、国際的・地域的課題、南南協力に対しても積極的な取り組み姿勢を示している。特に ASEAN 内の政策協調・制度改善や、民主化の経験共有などに置いて主導的な役割を果たすことが期待されている。本件は、インドネシアのみならず、我が国を含む近隣諸国にとっても重要な課題である海上保安に係る能力向上支援に資するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。しかし、開発途上国においては、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分であるため、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として、本研修を実施するもの。海図作成に必要となる理論的基盤や、海図作成の実務海図データの利活用に関する講義や、港湾での船上実習等を経て、海図作成技術を習得することで、水路測量国際認定B級を取得することができる。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「サイバー攻撃防御演習」
- (3) 参加者：ウクライナ情報保障・サイバー防御共同センター職員 1 名を含む計 11 名
- (4) 計画の要約：

最新のセキュリティ対策にかかる講義、及びインシデントハンドリングの演習を通じ、標準型攻撃に対するインシデントレスポンスに必要な組織、機能、技術、手順を理解する人材を育成することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ウクライナにおいては、重要インフラ施設を含めた国際的なサイバー攻撃被害が深刻な課題で、サイバー攻撃防御演習に向けた取り組みが必要であり、サイバー攻撃防御に関わる関係機関や人材の能力強化が急務である。

本研修では、最近のサイバー攻撃事例と対策、標的型攻撃のインシデントハンドリングの一連の手順等を学ぶことから、上述のウクライナが有する問題の解決に貢献する。

ウクライナ情報保障・サイバー防御共同センターは、主にサイバーインシデント検出・分析・対応、セキュリティシステム・ワークフローの最適化の検討等、情報セキュリティの強化対策を行う機関であり、当該機関からの参加は妥当である。

- (2) 当該国における情報通信技術セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ウクライナは、直面する様々な困難に対処しながら国内改革を推進することにより経済及び社会の継続的发展に取り組んでおり、本分野での協力は、ウクライナの自立的・持続的経済成長の後押しに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

サイバー犯罪に関する法制度の整備・改善や捜査手法・技術の向上、民間事業者との連携による対策に有用な日本の知識・経験を習得し、自国での取り組みの参考とするもの。参加国におけるサイバー犯罪の状況についての発表、日本におけるサイバー犯罪法制や情勢、その捜査手法、技術的な対処手法、民間事業者との連携による対策及び警察機関における職員の育成方法等についての講義・視察に加え、サイバー犯罪に対する効果的な相互連携・国際協力に関する参加者間での討論により、日本や参加国の捜査機関同士の協力関係の強化も目的として実施するもの。

- (2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ハノイ
- (3) 案件名：経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）
- (4) 計画の要約：本計画は、ベトナム海上警察（VCG）教育訓練センターにおける人材育成に必要な航海訓練関連機材を供与することにより、同国の海上保安能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

2021 年 11 月に日越首脳により表明された共同声明では、ベトナムの海洋当局の能力向上を含む海洋安全保障等の協力を更に強化することを確認し、また 2022 年 5 月の日越首脳会談においても海上保安能力向上のための協力強化を確認しており、本計画により両国関係の更なる強化が期待される。また、同国はシーレーン沿岸国で、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上でも要となる重要なパートナーであり、本計画の実施は、「自由で開かれたインド太平洋」における「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用に資する。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ア ベトナムはインドシナ半島の東部に位置し、約 3200 キロメートルに渡る海岸線を有しており、約 100 万平方メートルの排他的経済水域を有する。同国が面している南シナ海は、アジアでも有数の好漁場であるとともに、天然ガスや石油の埋蔵量も多く、経済活動が活発に行われている。また、中東からアジア各国に原油・液化天然ガスを運ぶ大型タンカー等が多数航行する海上交通の要衝でもあることから、同海域の安全確保は、日本はもとより、アジア全体の安定に不可欠といえる。

イ 本計画で支援する VCG の所管する海域では、海難事故の発生リスクが高く、また違法操業、密輸出入事件、海賊案件も発生しており、海上犯罪への取締りも課題となっている。同国は、2020 年 10 月に開催された第 13 回党大会において、2030 年までに VCG を近代化することを決定し、VCG は大型船舶の新造、哨戒機の購入、職員増加に対応するインフラ整備、人材育成部門への投資も具体的施策として掲げている。

ウ VCG 教育訓練センターは 1998 年に設立され、2 年間の専攻コースには 200 名以上の学生が在籍し、また VCG 幹部職員を対象とした研修、セミナー等も実施している。一方、同センターの機材の旧式化が著しく、また訓練資機材が不足していることから、同センターの近代化と不足している教育訓練用の船用機器の供与について要望があった。本計画は、VCG 関係者が現場での実地研修の前段

階として同センターで現場と同様の機材を用いた質の高い研修の実施を可能とし、同国の海上保安能力の向上に寄与するものであり、実施の意義は高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

本計画は、VCG 教育訓練センターにおける人材育成に必要な航海訓練関連機材（ディーゼルエンジン、海上レーダー、船速計等）を供与することにより、同国の海上保安能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。

② 期待される開発効果：

本計画は、航海訓練関連機材を供与することにより、VCG 関係者が現場での実地研修の前段階として VCG 教育訓練センターで現場と同様の機材を用いた質の高い研修の実施を可能とするものであり、同国の海上保安能力の向上に寄与することが期待される。

③ 計画実施機関：VCG

④ 維持管理体制：VCG が維持管理の責任機関となる。

(2) その他特記事項

ア 本件の対象主体である VCG は、国防省から独立した国の専門機関であり、ベトナムの領海、排他的経済水域等における安全の確保、治安の維持、法執行、捜索救助及び海洋環境保全といった海上保安業務を所掌している。本計画は、同国の海上保安能力向上のための人材育成に必要な航海訓練関連機材を供与するものであり、非軍事目的であり、軍事的用途及び国際紛争助長につながるような支援内容ではない。

イ ベトナムの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の相対的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査する必要がある。同国は、2020 年 10 月に開催された第 13 回党大会において 2030 年までに VCG を近代化することを決定し、VCG は大型船舶の新造、哨戒機の購入、職員増加に対応するインフラ整備、人材育成部門への投資などを具体的施策として掲げている。特に教育については、増加する職員数に対応するため、設備面を含む訓練の質の向上が急務となっている（「緊急性・迅速性」）。本計画は、VCG 関係者が現場での実地研修の前段階として、VCG 教育訓練センターで現場と同様の機材を用いた質の高い研修の実施を可能とするものであり、同国海域の法執行能力の向上及び海難救助能力の向上に資するとともに、ひいては地域の安定化にも貢献する。（「外交的観点」）。本計画は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

以 上

地図



出典：Google

1. 案件名（国名）

- (1) 国 名： モーリシャス共和国（モーリシャス）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名： ポートルイス港及びモーリシャス島東部 2 海域
- (3) 案件名： 流出油対応に係る体制能力強化プロジェクト
(Project for Enhancement of Institutional Capacity on Oil Spill Response)
- (4) 事業の要約： 本事業は、モーリシャス海域において、流出油対応計画図（TSF）の策定が最終化され、実践訓練の実施及び教訓の取りまとめがされることにより、油流出事故対応関係機関の流出油対応体制能力向上を図り、もって、同海域において発生する事故に起因する流出油が適切に処理されることに寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

モーリシャス共和国（以下、モーリシャス）はモーリシャス島（1,865km²）を始めとした島々で構成される島国であり、人口 126 万人、国土面積 2,040km²（ほぼ東京都大）、一人あたり GNI は 10,140 USD（世銀、2019）の中進国である。同国の主要産業は観光業及び水産業であり、特に観光業については GDP の 8%、雇用の 10%（EIU、2018）を占めている。それを支えるのは、同国が擁するサンゴ礁、汽水域のマングローブ林帯、3 か所のラムサール湿地¹といった豊かな天然資源である。

同国の南東沖において、2020 年 7 月 25 日、日本企業所有の貨物船わかしお号が座礁、船体に亀裂が入り、8 月 6 日以降、約 1,000 トンの重油が流出する事故が発生し、重油は同国南東部の海域からラムサール条約登録湿地 2 か所や自然保護区、マングローブ林等が存在する沿岸域へと漂着した。日本政府はモーリシャス政府の緊急支援要請を受け、国際緊急援助隊専門家チームを派遣し、油防除作業、環境社会影響把握等の緊急支援活動を実施してきた。さらに、今後の中長期的な観点からの協力の方向性を検討すべく、海上保安、生態系保護及び漁業の各分野において情報収集・確認調査が実施された。

海上保安分野においては、2020 年 11 月より、JICA では「海難防止及び流出油防除体制の強化に係る情報収集・確認調査」を実施し、同調査において、重油流出事故が発生した場合の防除体制向上のための能力向上の必要性が確認された。事故対応の意思決定権を有する環境省は、当該事故を受け、既存の緊急時対応計画（NOSCP: National Oil Spill Contingency Plan）を改訂中である。NOSCP の改訂は UNDP の支援の下で行われているものの、油流出事故対応関係機関（沿岸警備隊等）の実務能力の向上、事前計画の準備、官民のリスクコミュニケーションの深化等、流出油対応に係る管理能力および実務能力に課題があり、同分野に対する我が国による支援が求められている。

当該事故はパナマ籍船による重油流出事故ではあるものの、日本商船隊による船舶海難に起

¹ ①Pointe d'Esny Wetland、②Blue Bay Marine Park、③Rivulet Terre Rouge Estuary Bird Sanctuary の 3 か所。

因するものであることから、日本の対応に国際社会の注目が集まっており、迅速な対応が求められているところ、二段階方式を採用した技術協力プロジェクトとして事業を実施する。

さらに、本プロジェクトは外務省「対モーリシャス共和国 国別開発協力方針(平成29年10月)」の重点分野「環境・気候変動対策・防災」にも合致するものである。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本計画は、モーリシャス海域において、流出油対応計画図(TSF)の策定が最終化され、実践訓練の実施及び教訓の取りまとめがされることにより、油流出事故対応関係機関の流出油対応体制能力向上を図り、もって、同海域において発生する事故に起因する流出油が適切に処理されることに寄与するもの。

(2) その他特記事項

「モーリシャス国統合的沿岸域生態系管理システム構築プロジェクト」、「モーリシャス国ブルーエコノミーの持続的開発を通じたコミュニティ生計改善プロジェクト」及び無償資金協力「経済社会開発計画」と情報共有を行いながら進める。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：アルバニア
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「自然災害に対する森林の防衛機能など生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)機能強化のための能力向上」
- (3) 参加者：アルバニア国家保護庁職員 1 名を含む計 3 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、森林が有する防災機能（水源涵養、土砂災害防止、気候緩和等）を含む Eco-DRR の取組事例などを理解することを通じ、各途上国における自然災害の軽減に向けた取組への参考とし、防災の強化、拡充に資することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

アルバニアでは、2019 年施行の市民保護法（災害リスクマネジメントが含まれる）において、防衛省（Ministry of Defense）傘下の国家保護庁（NCAP: National Civil Protection Agency）が主要な政府機関として位置づけられている。

本研修は災害予防・管理関連の連携維持を目的としたものであり、また同庁は防災関連機関の調整、防災全般情報の取りまとめ、防災計画策定を所掌していることから、同庁職員が本研修に参加することは妥当である。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

近年、自然災害が頻発化・激甚化するなか、災害による被害を軽減するためには、対症療法的な事後対応だけでなく積極的・総合的に事前対応を推進することが、社会・経済の持続的発展のために重要であり、防災の主流化を意識した、セクターを越えての取組の促進が必要である。Eco-DRR もリスク削減策のひとつであり、防災の視点を踏まえた包括的・総合的・継続的な実施・展開が必要となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

森林の防災機能を含む Eco-DRR について理解し、それらの機能を踏まえた防災体制の確立と強化を図ることを目的に、自然災害に対する森林の防災機能（土壌保全、森林火災防止、海岸保全）など生態系の持つ防災・減災機能や災害復興に果たす役割、森林の防災機能および防災の主流化における Eco-DRR の強化等について理解し、自国の対象地域で Eco-DRR を実施する際の課題と対応策を検討する。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ
- (2) 案件名：令和 4 年度（2022 年度）課題別研修「航空保安セミナー」
- (3) 参加者：モルディブ国防省職員 2 名を含む計 8 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、民間空港に対するテロ等の不法介入行為を防止するために、航空保安に関する知識・経験の向上を通じて途上国の保安体制を強化することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

航空の安全を脅かすハイジャックやテロ行為は現在も絶えることはなく、これに対し国際民間航空機関（ICAO）をはじめ国際社会は各国の一致した対応を求めているが、知識や経験の不足から十分な対応をとることができない途上国は多く、支援が必要とされている。

このような背景を踏まえ、本研修では、航空会社による保安対策、貨物の保安確保、保安検査機器の導入例、保安検査員への教育、国家としての監督体制の確立と品質管理の実施、危機管理対応、国際的な動向等を習得し、参加各国の航空保安対策の改善と向上に貢献することを目的とする。

本協力の対象主体は、モルディブ国防省内の部局である国軍航空保安部門及び航空保安コマンドに在籍する職員である。2013 年の航空保安部門の組織統合によりこれまで独立組織であった航空局が国防省内の一部門となって以来、モルディブ国防省の国軍航空保安部門と航空保安コマンド（指揮部）が、モルディブ全土の飛行場（三つの国際線空港と九つの国内線空港）におけるセキュリティと安全運航を確保する責務を負うことになった経緯があり、モルディブにおいて国防省内の両部門は業務範囲を相互補完しつつも同国の航空保安を実施する唯一の機関であることから、本研修の対象機関とすることに合理性は認められる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブでは、観光業を中心に国内外の人や物の移動が活発化する中で、薬物の流入やテロ対策が喫緊の課題となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本コースは、ICAO の定めるルール、航空保安体制や対策等について座学を通じて習得し、保安検査手法や各種事案発生時の対応等について実技訓練や訓練実習を通じて習得することを通じて、その成果が各国で共有され航空保安対策の改善と向

上に貢献する目的で実施する。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2022 年 12 月 20 日

1. 基本情報

- (1) 国名：カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：シハヌークビル州プレイノップ郡
- (3) 案件名：草の根・人間の安全保障無償資金協力「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院中古救急車及び消防車整備計画（The Project for Procuring Second Hand Ambulances and Fire Trucks at Cambodia-Vietnam Friendship Infirmary in Sihanouk Ville Province）」
- (4) 計画の要約：カンボジアベトナム友好病院に中古救急車 2 台及び中古消防車 2 台を整備することにより、シハヌークビル州内及び隣接州で発生する救急・救助活動の際に、より迅速に対応できる能力の向上を図り、もって地域住民の安心・安全な生活確保に寄与する。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

カンボジアは、メコン地域の中央という地政学的に重要な場所に位置し、地域の安定と繁栄にとって大きな影響を及ぼす国である。同国は、過去 20 年以上に亘り順調な経済成長と貧困削減を達成してきており、2016 年 7 月には低中所得国入りを果たしているが、都市部と地方部の格差等新たな課題にも直面している。我が国は、対カンボジア国別開発協力方針において、「2030 年までの高中所得国入りの実現に向けた経済社会基盤の更なる強化を支援」を基本方針とし、「産業振興支援」、「生活の質向上」及び「ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現」を重点分野として定めており、本計画は、「生活の質向上」に合致する。

カンボジアの保健・医療セクターについては、同国の和平成立以降、我が国は国立母子保健センター（通称：ジャパンホスピタル）の建設などの無償資金協力と人材育成とその組織作りのための技術協力などを組み合わせて一貫して支援している。その結果、国単位での保健指標の改善には著しい成果が表れているなど、同セクターにおける我が国の貢献に対する評価は高い。一方で、地方における医療サービスの向上はいまだ課題となっており、地方部の地域住民の安心・安全な生活の確保に寄与する本計画は二国間関係の一層の強化に資するため、外交的意義は高い。

(2) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

カンボジアにおける公的保健医療サービスの提供体制は、内戦後の 20 年前と比較し質・量ともに改善し、首都プノンペンを中心に基本的に保健医療サービスの提供体制が整いつつある。この結果、5 歳未満児死亡率の削減等国全体では保健指標の改善の成果が上がっている。しかし首都プノンペンと地方との格差が大きく、地方における保健医療サービスの改善が課題である。

同病院は、救急車 2 台及び消防車 1 台を保有しているが、救急車 1 台については故障しており実質的に 1 台で稼働している状況にある。複雑で高度な処置を必要と

する患者がいる際には、首都プノンペンの病院へ同救急車を用いて患者を搬送することで対応しているが、その間に同病院の管轄地域で救急対応が必要となった際には救急車が出払っているため処置が遅くなってしまうことが課題となっている。また消防車についても、貯水槽が2,000リットルと少なく火災現場と水の補給場とを何度も往復しなければならないほか、大きな火災が発生した場合十分な消火能力がないために対処しきれないことが課題となっている。

しかし、当地では救急車や消防車の国内調達が困難であり、高額な費用となる輸入に頼らざるを得ず、限られた予算で新たに消防車及び救急車を購入することが財政上困難であることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援の要請があった。

カンボジア政府は「国家戦略開発計画 2014-2018」において保健分野を優先課題と位置付け、「国家保健戦略計画 2016-2020」において質の高い保健医療サービスの提供と公平なアクセスの確保を優先政策のひとつに掲げており、本計画はこれらの計画に資するものである。なお、本計画の実施により SDGs ゴール 3 の健康な生活の確保及び 11 の包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築に貢献することが期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

カンボジアベトナム友好病院に中古救急車2台及び中古消防車2台を整備することにより、シハヌークビル州内及び隣接州で発生する救急・救助活動の際に、より迅速に対応できる能力の向上を図り、もって地域住民の安心・安全な生活確保のために寄与する。

② 裨益効果

本件を実施することで、同病院の救急・救助活動に対する対応能力が向上し、同病院が管轄する地域住民約20,000人の安心・安全な生活の確保に寄与する。

③ 計画実施機関／実施体制

カンボジアベトナム友好病院

(2) その他特記事項

本計画は、一般市民に広く開かれた総合病院に対して、中古救急車2台及び中古消防車2台を整備することにより、救急搬送能力や災害救助体制の強化を図り、もって地域住民の安心・安全な生活確保に寄与するものであり、その趣旨は人間の安全保障の理念に合致したものであり、非軍事目的である。

同病院は海軍管轄下ではあるものの、地域住民や国内外旅行者等を主たる診療の対象としており、近隣に他の公的医療機関が無い中で、地域唯一の公的総合病院となっている。本計画により、救急搬送能力や災害救助体制の強化が図られ、同病院が管轄する地域住民約20,000人の安心・安全な生活の確保に寄与する。

他方、同病院はカンボジア海軍管轄下にあるため、供与機材の非軍事使用を贈与契約書にて明記するとともに、供与後の機材のモニタリングを実施する予定。

以 上

[別添資料] 地図

[別添資料] 地図



1. 基本情報

- (1) 国名：セネガル
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」
- (3) 参加者：セネガル環境省職員 1 名を含む計 6 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、サブサハラアフリカ諸国において砂漠化対処に係る省庁の政策策定に携わる行政官を対象に、砂漠化に関する国際的な議論、土地の劣化と砂漠化に対応するための日本及び諸外国の措置と事例を学び、参加者の当該分野での政策立案及び実施能力強化を目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

セネガルでは洪水などが頻発しており、災害が発生する以前の災害リスク削減に向けた取り組みが必要であり、災害に関わる関係機関や人材の防災・減災に関する能力強化が急務である。

本研修は、サブサハラアフリカの気候変動に脆弱な国において、砂漠化対処に係る省庁の政策策定に携わるシニアクラスの行政官が、研修参加を通じて気候変動対策やレジリエンス強化に資する砂漠化対処に関する政策立案・実施能力を強化させることを目的として実施される。具体的には、砂漠化に関する国際的議論や、日本及び他国の砂漠化対策やレジリエンス強化のための取組について知識・理解を深めた上で、砂漠化対処に関する国内政策立案及び実施を推進するための政策・計画（改善）案を作成するという内容となる。

環境省水・森林・狩猟・土壌保全局は、山火事・乱伐採・密猟対策、苗木生産、植林、土壌保全等、砂漠化対処のため森林保全行政を担う文民機関であり、研修参加者が本研修を通じて習得する知識と実践的ノウハウは、上述のセネガルが有する課題解決に貢献する。

- (2) 当該国における自然環境保全セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

セネガルでは、気候変動の影響による砂漠化の進行が懸念されており、森林・自然環境保全に向けた取り組みが必要となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

砂漠化に関する国際的議論や、日本及び他国の砂漠化対策やレジリエンス強化のための取組を理解すると共に、関係者との議論を通じ、砂漠化対処に関する国内政策立案及び実施を推進するための政策・計画（改善）案を作成する。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ
- (2) 案件名：令和 4 年度（2022 年度）課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」
- (3) 参加者：バングラデシュ測量局職員 2 名を含む計 9 名
- (4) 計画の要約：

地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的とし、衛星測位の方法習得、日本における全球測位衛星システム（Global Navigation Satellite System、以下「GNSS」）連続観測システム（測位衛星を使った測量のための基準点網）の利活用状況の理解を通じ、各国の状況にあった国家基準点の管理や活用に関する業務改善が行えるようにするもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、国土交通省国土地理院の協力を得て、途上国の国家測量・地図作成機関の職員を対象に、自国の状況に適した国家基準点管理の在り方を学ぶとともに、その利活用にかかる業務改善策を策定し、自国の国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的として実施するものである。

本研修コースに参加することで得られる知見は、国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報である。バングラデシュにおいて、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成、更新、利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を育成することは、国内の各種測量、防災・減災推進に貢献できるもので、同国国民に広く裨益するものである。

また、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であるバングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh : SOB）職員の育成が、国家測量地図作成機関の業務改善のために必要不可欠である。

- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

バングラデシュでは、国土の開発・保全、災害管理等に必要な地形図の整備が課題となっており、我が国は、1990 年代から、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関である SOB に対し、測地基準点網の整備、印刷装置の導入、地図情報の整備など、地理空間情報整備にかかる協力を継続して実施してきた。こうした協力の成果により、SOB 職員による地形図作成能力は飛躍的に向上した一方で、これまで導入されてきた技術の定着や、正確な地理空間情報の整備・更新、今後の地形図の利活用促進や関連する法制度の整備のためには SOB の更なる組織強化が必要とされている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

近年、測位衛星を活用する測量機器の普及によって、国家基準点として GNSS による連続観測システムの導入が世界各国で進んでいるが、多くの開発途上国では、正確な位置の基準を与えるべき国家基準点が維持管理されていないことや、そもそもの国家基準点の数が不足していることが原因で、様々な地理空間情報の利活用に関わる問題が存在する。

本研修は、そうした現状を受けて、20 年近い GNSS システムの運用経験を持つ国土交通省国土地理院の協力を得て、途上国の国家測量・地図作成機関の職員を対象とし、自国の状況に適した国家基準点管理の在り方を学ぶとともに、その利活用にかかる業務改善計画(アクションプラン)を策定し、自国の国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的として、実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（以下、「モルディブ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モルディブ全土
- (3) 案件名：経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）
- (4) 計画の要約：本計画は、モルディブ政府に対し、我が国で製造された保健医療関連機材（救急艇）を供与することにより、同国の保健医療サービスへのアクセス及び質の改善を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

モルディブは、我が国のインド洋シーレーンの要衝に位置し、地政学的な重要性を有する。2018年1月には河野外務大臣（当時）がモルディブを訪問、同年6月及び新政権発足後間もない12月の2度にわたりモルディブ外相が訪日して外相会談を行い、両外相の間で、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現に向けて協力していく旨合意した。本計画は、FOIP実現のための三本柱の一つである「平和と安定の確保」に資する案件であり、本計画を通じて両国の更なる関係強化が期待されるなど、外交的意義が高い。さらに、我が国は、対モルディブ国別開発協力方針の基本方針に「脆弱性に配慮した持続可能な経済成長への支援」を掲げており、島嶼国ゆえに制約のある保健医療サービスの質及びアクセスに対応する案件として、本計画は同協力方針に合致する。なお、本案件を通じて整備される救急艇は、新型コロナウイルスの検査サンプルやワクチン輸送にも活用されることが期待されることから、実施意義は高い。

(2) 当該国における保健医療分野の現状・課題及び本計画の位置付け

大小約1,200の環礁島から構成される小島嶼開発途上国であるモルディブは、その地理的特殊性から、保健医療への質及びアクセスに制約があり、右状況は同国の持続的な経済成長の障壁となっている。

約180ある住民島のうち、医療に従事する人材の不足や、病院レベルの医療施設が整備されている島は限定的であり、一定水準以上の治療を要する場合には、救急艇にて医療施設が整備されている近隣島へと患者を搬送することが必要となるが、現在稼働している計30隻の救急艇のうち、多くは老朽化や故障等の理由により正常に機能していない状況にあり、国全体として、保健医療サービスへのアクセスに偏りがある。

モルディブ政府は、同国の経済社会開発を推進する上で、国民の保健医療対策は最重要事項であるとの認識の下、国家開発戦略である「ビジョン2020」を打ち出し、全国民の医療アクセス・医療サービスの質の向上を表明した。また、モルディブ保健省は「保健マスタ

ープラン(2016-2025)」を打ち出し、①保健医療分野におけるガバナンス強化(法整備等)、②公衆衛生対策(医療保健分野の啓蒙活動等)、③ヘルスケアへのアクセス(第一次医療サービスの全国的拡充等)に取り組んでいる。しかし、同国財政状況の課題(2020 年当初の政府補償を含む公的債務が対 GDP 比 73%にのぼる等、慢性的な財政赤字体質であり、債務返済の割合が大きい)のため、同国政府は保健医療分野に十分な予算を投入することが困難な状況にある。かかる状況下、モルディブ政府は我が国に保健医療分野における支援を要請した。

本計画の実施により、モルディブ政府に対し、保健医療関連機材(救急艇)を供与することで、同国の保健医療サービスへのアクセス及び質の改善を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

3 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

モルディブ政府に対し、我が国で製造された保健医療関連機材(救急艇)を供与するもの。

② 期待される開発効果

保健医療関連機材(救急艇)を供与することにより、同国の保健医療サービスへのアクセス及び質の改善が期待される。

③ 計画実施機関／実施体制

保健省

④ 他機関との連携・役割分担

特になし。

⑤ 運営／維持管理体制

保健省が運営・維持管理の責任機関となる。

(2) その他特記事項

モルディブの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の可否について精査が必要である。モルディブは大小約 1,200 の環礁島から構成される小島嶼開発途上国(SIDS)であり、気候変動による海面上昇等、自然災害に対する脆弱性を有している(環境的脆弱性)。また、モルディブは、外貨に依存する観光業が主な産業となっており、経済構造が脆弱である(経済的脆弱性)。さらに、インド洋シーレーンの要衝に位置しており、我が国支援を通じた同国の持続的発展と安定は、海上輸送路の安定にも貢献し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資するとの観点から、我が国にとり重要である(外交的観点)。以上の観点から、無償資金協力の供与は適当と判断される。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国
- (2) 案件名：東南アジア 3 か国テロ対策セミナー（Counter terrorism seminar for 3 Southeast Asian Countries）
- (3) 参加者：国際テロ対策や捜査に携わる機関（インドネシアにおいては、国家警察、インドネシア国家テロ対策庁：National Counter Terrorism Agency (BNPT)及びインドネシア国家情報庁：State Intelligence Agency (BIN)) そのうち BNPT からの参加者が BNPT に所属するものの軍籍を有する職員（軍籍者）
- (4) 計画の要約：
本事業は、日本の警察の国際テロ対策を学ぶことにより、東南アジア 3 か国のテロ対処能力が強化されるとともに、東南アジア 3 か国及び日本の中で国際テロ対策に係る協力関係が強化されることを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

テロ及び暴力的過激主義の脅威が中東・アフリカのみならずアジア地域にも拡大する中、2016 年 9 月の日・ASEAN 首脳会議において、日本は、テロに屈しない強靱なアジアの実現に向けて ASEAN 各国と手を携え、テロ対処能力の強化、暴力的過激主義対策、穏健な社会構築を支える経済社会開発等のための支援・人材育成を行うことを表明した。

インドネシアでは、関連法制や組織の強化など、対策強化に取り組んできたが、イスラム過激派の活動が根強く展開されている。近年は、インターネットを介して過激化した者や相互連携した小グループによるテロの発生が懸念される他、テロ組織・活動の合法的活動を通じた一般社会への浸透の可能性も指摘されている。日本とは、2002 年 10 月 12 日にインドネシアのバリ島で発生したテロ攻撃などを受け、日本と「国際テロリズムとの闘いに関する日・インドネシア共同発表」を行うなど国際的協力も進めている。

フィリピンではイスラム過激派を含む多くの過激派組織が活動しており、ミンダナオ地域で 2016 年 9 月に爆発事案（ダバオ市）、2017 年 5 月に市街地占拠事案（マラウィ市）が発生したほか、その他の地域でもテロの可能性のある爆発事件や身代金目的の誘拐事件等が発生している。

マレーシアは、タイ南部、フィリピン南部、インドネシア等イスラム過激派が活発に活動する地域と隣接しており、これらの国から容易に渡航可能である。

また、テロ関連容疑の逮捕者が相次いでおり、過激思想が浸透・拡散している実態がある。

これら３か国のテロ対処能力の強化は、東南アジア地域の社会の安定化を通じた経済社会開発の促進に寄与するだけでなく、日本に地理的に近く、進出日本企業や在留邦人が多い当該地域がテロの温床となることを防ぐために不可欠である。

３．計画概要

（１）計画概要

① 計画内容：

東南アジア３か国のテロ対処能力の強化、東南アジア３か国及び日本との国際テロ対策に係る協力関係強化を図るため研修員を受け入れる（本邦研修）。主な活動は以下のとおり。

- ・各国の国際テロ対策に関する発表
- ・日本警察の国際テロ対策に関する講義、都道府県警察の取組の視察
- ・国際テロ情勢に関する講義

② 実施機関：

国際テロ対策や捜査に携わる機関

（２）その他特記事項

インドネシアから本研修に参加の３機関（国家警察、BNPT 及び BIN）の研修参加者６名のうち１名は、BNPT に所属するものの軍籍を有する職員（現役軍人）が含まれるが、本件はインドネシアの治安・情報機関のテロ対処能力強化及び周辺国・日本との国際テロ対策に係る協力関係強化を目的としていることから、非軍事目的である。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）
- (2) 案件名：令和 4 年度インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）長官及び職員の本邦招へい
- (3) 参加者：BAKAMLA 長官及び副官 2 名の計 3 名（軍籍を有する者）
- (4) 計画の要約：本計画は、インドネシア海上保安機構を対象とし、日本海上保安庁の海上保安大学校の施設視察や人材育成体制についての意見交換・サイト視察等の機会を提供することにより、同国の海洋安全・維持体制の強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

インドネシアは東西 5,100km、1,766 の有人島を有する群島国家であり、その海域は、マラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡等、国際的な海上交通の要衝が多くあり、特にマラッカ・シンガポール海峡は日本に輸入される石油の約 9 割が通航する、日本にとっても極めて重要な海上交通路である。一方で、インドネシアの海上法執行機関は同国の広大な管轄水域の取締りを効果的に行うことができているとは言い難く、同海域は違法漁業、不審船、密航・密輸・テロ、海賊、人身売買、自然災害等といった多様な問題に直面しており、海上法執行能力の強化は喫緊の課題となっている。BAKAMLA は、インドネシアにおける海上保安の中心的な役割を担い、海上保安法執行及び関係機関の調整機能を担う。一方で、2014 年の改組により設立した新しい組織である事から、体制強化の途上にある。このような状況を踏まえ、上述のような課題に対し BAKAMLA の対応能力向上支援の一環として日本政府は今後、BAKAMLA に向けた機材供与や、長期専門家派遣を含む技術協力プロジェクト等といった協力プログラムの拡大を検討している。

本案件は、これらの協力を円滑に実現していくために BAKAMLA の高官を日本に招聘、日本における海上保安の実施状況の視察や意見交換を通じて、BAKAMLA の組織強化及び今後の協力に対し共通の認識を深めるものである。我が国によるインドネシアの海上保安能力向上支援の強化は、インドネシアとの二国間関係や国際場裡における連携の強化に資するのみならず、我が国にとっても死活的に重要な同国海域における海洋安全の強化に繋がり、「自由で開

かれたインド太平洋」の実現に資するだけでなく、我が国の同国に対する継続的なプレゼンスを確保することとなり、両国の更なる関係強化が期待されるなど、外交的意義は高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

①計画内容

外務副大臣表敬、海上保安庁（JCG）との日・尼長官会合における意見交換を通じて、今後の海上保安能力向上支援に対し協議を実施するもの。加えて、BAKAMLA の人材育成体制向上や供与予定の巡視船の運営維持管理体制向上を目的として、巡視船見学、海上保安大学校の施設見学、GRIPS 訪問などを実施するもの。

(2) その他特記事項

招へいした3名は BAKAMLA に所属するものの軍籍を有する職員（現役軍人）であるが、本件は、我が国の関係者との意見交換や海上保安庁の装備管理や人材育成体制について理解を深めてもらい、今後の案件形成・実施をより円滑に進めていくことを目的としており、非軍事目的である。

1. 案件名（国名）

国名：コロンビア共和国（コロンビア）

案件名：対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト
Project for Human Resource Development to Implement Comprehensive Mine Action

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における平和構築／地雷セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コロンビアは、2000 年 9 月 6 日、「対人地雷使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約（通称オタワ条約）」を批准し、翌 2001 年 3 月 1 日より締約国となった。コロンビアでは、2001 年から 2011 年までの最初の 10 年間に、国内の対人地雷に対する行動のための制度・規制の枠組みの構築が進んだ。また、2011 年から 2020 年には、次の 3 つの領域（1. タスクと資源の優先配分、2. 情報管理プロセスの最適化、3. ランドリリースのための能力開発）において、進展が見られた。対人地雷包括的行動（AICMA）は、ドゥケ前政権により、領土の安定化を達成するためのツールとして確立された。2022 年 6 月に当選したペトロ新政権においても「全面和平」（Paz Total）を政策の中心に掲げており、同様に大統領府平和高等弁務官事務所（OACP）指揮下の地雷対策が継続・促進され、AICMA を通じて、領土平和に関する他の戦略や政策、官民投資協力等についても確実な実施が期待できる環境となっている。

コロンビアは、2020 年 3 月にオタワ条約第 5 条「地雷敷設地域における対人地雷の廃棄」の期限延長を要請し、同年 11 月の締約国会議で検討された結果、4 年 11 カ月の延長が認められ、2025 年 12 月 31 日が新たな条約義務の履行期限となった。

コロンビア国内には 1,122 の市が存在するが、そのうち 405 市（約 36%）については、対人地雷汚染地域として登録されていない。2021 年 5 月時点で、ランドリリース手法¹が実施された 448 市（約 40%）のうち、263 市については「対人地雷の疑い無し」と宣言され、残りの 185 市についても、「対人地雷の報告無

¹ 地雷・不発弾汚染の疑いがある地域において聞き取り調査を行い、地雷・不発弾リスクがなく探査・除去不要の地域と、地雷・不発弾リスクがあるため探査や除去が必要な地域に分類し、前者は解放、後者は探査・除去活動を選択するための手法

し」と宣言された。現在、人道的地雷除去活動地域（104 市）、地雷敷設に関する情報認定プロセスを行っている地域（11 市）、優先的地雷除去活動地域（20 市）に分類し、合計 135 市（約 12%）に介入を行っている。残る 134 市（約 12%）についても地雷除去活動の開始が必要であるが、一方で、当該地域は、オタワ条約規定に違反する非国家武装集団による即席爆発装置（IED）の使用による汚染があるとし、安全面での条件整備が急がれている。コロンビア政府は、今後、地雷対策活動を実現していく上で、安定した資金調達、利害関係者との強力なパートナーシップの維持、環境整備の他にも、人員確保や AICMA との連携、そして、作業員の効率性・有効性を向上させる人材育成こそが、成功の鍵であると認識している。

JICA は 2010 年にコロンビアに対する地雷対策分野の技術協力を開始し、カンボジア地雷対策センター（CMAC）での 3 回の研修により、「対人地雷総合アクション大統領プログラム（PAICMA）」に携わる職員（45 名）の人材育成が行われた。同研修では、計画策定、情報管理、人道的地雷除去手法の他、地雷の影響を受けたコミュニティとの連絡や犠牲者のケアに関する技術トレーニングが行われた。その後、2017 年から実施された第三国研修「地雷対策」では、CMAC での全 7 回の研修により、人道的地雷除去ユニット、政府実務担当者や地雷汚染地域を有する自治体の首長（約 120 名）に対して、爆発物の認識と非アクティブ化処理、地雷探知犬の訓練、活動計画の管理、ランドリリース手法、地雷除去機、品質管理及びオペレーション手順の標準化、情報管理に関するトレーニングが行われた。コロンビア政府は、国際社会による貢献の中でも、以前から協力関係にある JICA を通じた日本政府の南南協力を高く評価しており、また、AICMA に携わる職員の技術能力を強化するための理想的なメカニズムであるとし、日本政府に更なる支援を要請した。南南協力を発展させた次のフェーズともいえる本事業では、効果的・効率的な地雷汚染地の解放に着目し、地雷除去活動における基準の改善や効果的なツールの開発、CMAC での研修により、コロンビアにおける効果的・効率的な地雷汚染地の解放を図る。

（２）平和構築／地雷セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、対コロンビア国別開発協力方針（2021 年 5 月）において、「和平プロセスの定着を目指した均衡のとれた持続的な社会経済発展への支援」を援助の基本方針とし、「和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済発展」、「環境問題及び気候変動対策や災害対策への取組」を重点分野と定めている。本案件は、「和平プロセスの履行期における均衡のとれた社会経済発展」の開発課題「地域のエンパワメントの促進」に位置付けられ、同開発協力方針とも合致するものである。

地雷・不発弾分野は、国・地域を超えた課題であり、高度な専門性が必要とされる一方で、関係するアクターとの連携を通じた包括的な取組が必要とされ

ている。本事業は、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見も活用しコロンビアの地雷汚染地域の住民の生活改善に資する協力であり、課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）の「平和構築」の方針にも合致する。また、地雷除去・不発弾対策の推進を通じ、SDGs ゴール 16（平和と公正）にも貢献する。加えて、本事業はコロンビア国内の地雷対策を推進する観点から、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の「平和と安定の確保」に寄与する。さらに、本事業は、オタワ条約第 6 回プレッジング会合において日本政府が示した地雷除去に対する支援方針である「深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動に対する継続的な支援」及び「地域協力・南南協力の推進」に資するものである。

（３）他の援助機関の対応

コロンビアの地雷対策に資金援助・技術協力を行っている主要ドナー国は、米国、ノルウェー、日本、ドイツ、欧州連合（EU）、スイス、カナダ、イタリア、ブラジル、英国。支援内容は、人道的地雷除去を始め、地雷リスク教育、犠牲者の包括的な救済、領土・情報管理、社会更生、オペレーションのモニタリングとフォローアップ、組織強化等が挙げられる。地雷対策の技術協力を行っている国際ドナー機関としては、スイスの地雷除去財団（FSD）、国連地雷対策サービス部（UNMAS）、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（GICHD）等が存在する。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、ボゴタおよびコロンビア内の地雷汚染地域において、地雷除去活動における基準・規則の改善やツールの開発、地雷除去員の能力向上を行うことにより、コロンビアにおける効果的・効率的な地雷汚染地の解放の進展を図り、もって地雷対策活動を通じたコロンビアの市民の安全の強化に寄与するものである。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

ボゴタおよびコロンビア内の地雷汚染地

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：大統領府平和高等弁務官事務所（OACP）、国防省、国防省傘下機関の人道的地雷除去ユニット

最終受益者：地雷汚染地域の住民

（４）総事業費（日本側）

約 238 百万円

（５）事業実施期間

2023 年 7 月～2026 年 9 月（計 39 か月）

（６）事業実施体制

実施機関：大統領府平和高等弁務官事務所（OACP）

関係機関：コロンビア国際協力庁（APC-Colombia）、国防省、国防省傘下機関の人道的地雷除去ユニット

（７）投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣：総括／組織能力強化、研修計画、システム開発

※業務実施契約の中で、現地・第三国研修（カンボジア）や、第三国専門家（カンボジア）の調整・手配を実施する。

② 本邦研修

２）コロンビア側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのオフィススペース、電気、インターネット、その他プロジェクト実施に必要な経費

③ プロジェクトに必要なデータ・情報の提供

④ 安全関係の情報の提供、調整

（８）他事業、他開発協力等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

２．（１）、（２）参照

２）他の開発協力機関等の援助活動

２．（３）参照

ドナー協調のための調整は OACP が担っているが、現時点では定期的会合等は存在しない。今後、年に 2 回ほど調整会議を開催することを目指し検討が進められている。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：特になし

３）ジェンダー分類：【確認中】（ジェンダー対象外）

（１０）その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

（１）上位目標：地雷対策活動を通じてコロンビアの市民の安全が強化される。

指標及び目標値：

- ・ 2004 年以降、政府の人的地雷除去機関の地雷対策による裨益者が 3,000 万人より多くなる。

- ・ 地雷による事故数が年間 100 件未満に減少する。

（２）プロジェクト目標：コロンビアにおける効果的・効率的な地雷汚染地の解放が進展する。

指標及び目標値：

- ・ 政府の人的地雷除去機関による地雷対策活動を通じて解放される年間の面積が 235ha に増加する。

- ・ 政府の人的地雷除去機関の職員数あたりの年間の解放面積が増加する。

（３）成果

成果 1：地雷除去活動に関する手順書（SOP）が改善され、コロンビアの技術規範（technical norms）に係る助言がなされる。

成果 2：効果的・効率的な地雷除去プロセスを実現するための地雷対策ツールおよび研修活動が改善される。

成果 3：政府機関に属する地雷除去部隊長・調査員・除去員・内部クオリティコントロール職員、コミュニティリエゾン担当職員が地雷対策ツールを適切に活用するための能力が向上する。

（４）主な活動：

1-1 SOP・技術規範についての課題とニーズを特定する。

1-2 SOP・技術規範を改善するためのワークショップを実施する。

1-3 見直された SOP のドラフトを作成する。

1-4 技術規範についての助言を行う。

1-5 見直された SOP に関する研修・ワークショップを実施する。

2-1 コロンビアで使用されている既存の地雷対策ツールについての課題とニーズを特定するため、除去及び地雷回避教育（MRE）のワークフローを分析する。

2-2 活動 2-1 の結果を踏まえ、CMAC の知見をもとに、コロンビア向けに IT ツールを開発する。

2-3 活動 2-2 で開発された IT ツールをコロンビアで試行的に適用する。

2-4 活動 2-3 を踏まえて必要な改善を行う。

3-1 活動 2 で特定した地雷対策ツールを適切に活用するための研修を実施する。

3-2 地雷対策ツールを活用するための文書を作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ① 国内の治安情勢が悪化せず、専門家やカウンターパートのコロンビア国内外の移動が大きく制限されないこと。
- ② プロジェクトカウンターパートがプロジェクト終了時まで配置されること。
- ③ OACP による地雷除去活動の管理や研修実施の役割が維持されること。
- ④ 新型コロナウイルスの影響により国内移動制限が長期化しないこと。

(2) 外部条件

新型コロナウイルスの感染拡大やコロンビア国内の治安悪化等により、コロンビア国内での移動制限が生じないこと。また、本プロジェクトの関係者が長期間（概ね一年以上）コロンビアに入国できないような事態が生じないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア「人間の安全保障実現化のための CMAC 機能強化プロジェクト」の終了時評価において、ドナーとの調整不足の結果、大規模で長期の対応が必要となり、資金・物資・技術の3点がそろって、初めて効果的な作業が可能となることが示されて

いる。そのため、本案件では、他ドナーやコロンビア政府による支援・政策を十分に把握し、JICA 及びプロジェクトの位置づけを確認した上で実施することにより、効果的な支援を生み出すことを目指す。

7. 評価結果

本事業は、コロンビアの開発政策、開発ニーズ、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、効果的・効率的な地雷汚染地の解放の進展によりコロンビアの市民の安全の強化に資するものであることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以 上

別添資料 対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト 地図

別添

対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト 地図



出典：Google MAP

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) 案件名：令和元年度技術協力プロジェクト「国家地理空間情報整備支援プロジェクト」
- (3) 計画の要約：

本計画は、バングラデシュにおける国土空間データ基盤（NSDI）構築のため、バングラデシュ側の関係機関に対して、NSDI に係る概念や価値の理解の促進、実施体制強化支援、地理情報標準国内規格化に向けた共通ルール整備支援、NSDI システム（サーバー）の拡張支援を実施することで、NSDI の管理主体であるバングラデシュ測量局（Survey of Bangladesh : SOB）と関係機関の NSDI 構築や利活用に係る組織能力強化を図り、もって主要な政府機関による NSDI を通じた地理空間情報の適切かつ効率的な管理と利用に寄与するものである。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュ政府は2021年までの中所得国入りを目指に掲げ、インフラ強化、ガバナンス強化、貧困削減等の課題に取り組んでいる。近年、バングラデシュは年間8%程度の経済成長を遂げており、1億6千万人の新たな市場として、その持続的かつ安定的な成長は、我が国を含むアジアの持続的な成長にとっての重要性を増している。今後膨大なインフラ需要が見込まれる同国において、インフラ強化を含む国家開発計画の効率的実施は喫緊の課題である。

このような状況において、同国にとり最大の二国間援助供与国である我が国が先方政府の開発政策に沿って継続的に必要な支援を行うことは、同国との関係を更に緊密化させる上で極めて重要である。

本計画を通じて、バングラデシュにおける地理空間情報の管理・更新・共有・利活用に関する関係機関の能力を強化することにより、同国における膨大なインフラ需要に対応する基盤データの整備に貢献するとともに、投資計画策定の環境改善に繋がり、我が国と経済関係の深化に寄与することからも外交的意義が大きい。

当国政府は「デジタルバングラデシュ 2021」を掲げ、デジタル技術の普及と最新技術の利活用を目指していくことを方針としている。同政策のもと、2016 年 6 月に開催された「デジタルバングラデシュのための NSDI セミナー」においてハシナ首相が NSDI 整備のための法令と組織体制の早期整備を、SOB を所管する国防省に指示した。これを受けて、NSDI 実現に向けた取組が着実に行われてきている。本事業は、こうした状況を踏まえ、NSDI 整備の達成及び適切かつ効率的な利活用の推進を目的とし、NSDI 整備にかかる人材及び組織に対し、技術移転及び組織能力強化を行うものである。

SOB は、国防省傘下に位置付けられるものの、その業務はバングラデシュの測量法において定められ、地形測量による国土基本図の作成、基準点の運用等の民生業

務である。また、SOB は、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関であることから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

(※) NSDI 構築構想：全省庁の政府機関の保有する地理空間情報を共有する構想

3. 計画概要

(1) 計画概要

NSDI に係る概念や価値が関係機関により理解され、NSDI 構築や利活用に係る体制の強化、地理情報標準を踏まえた NSDI の共通ルールの確立、NSDI プラットフォーム（サーバー）の機能拡張を通して、SOB と関係機関の NSDI 構築や利活用に係る能力が強化され、バングラデシュにおいて地理空間情報を扱う主要な政府機関が NSDI を通じて地理空間情報を適切かつ効率的に管理・利用されることが期待される。主な活動は以下のとおり。

- ・各機関が所有する地理空間情報が整理され、各機関の地理空間情報の利活用計画の作成および実現するためのアクションプランが策定され、関係機関と共有される。
- ・メタデータ、データ品質管理、製品仕様書作成のためのガイドラインを作成支援し、ガイドラインをもとに各機関にて地理情報標準が作成される。
- ・NSDI プラットフォームとして活用していくために、バングラデシュの既存システムであるジオポータル機能が拡張される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：アンゴラ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：アンゴラ
- (3) 案件名：令和 4 年度経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）
- (4) 計画の要約：本計画は、アンゴラ政府に対し、日本企業製品を含む地雷除去関連機材（アタッチメント、工作車等）を供与することにより、同国の復興支援を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) アンゴラでは、2002 年の和平合意まで約 30 年間続いた内戦の影響により、内戦終結後 20 年の現在でも多数の埋没地雷が残存しており、インフラ整備や農地開拓、鉱物資源調査・開発等、我が国の開発協力及び日本企業連携のプロジェクトを進める上で大きな障害となっている。同国政府は、2001 年に地雷除去の実施機関である国家地雷除去院（National Institute of Demining, Angola : INAD）を設立し、2002 年 7 月、大統領令第 212/22 号により組織改編がなされ、INAD を含む 4 つの機関が国家地雷除去センター（National Center of Demining : CND）に統合された。日本は、専門家派遣及び第三国研修を通じて地雷除去実施機関の全体の能力向上を目指し、組織管理に係る研修計画策定・実施、技術能力向上を支援するとともに、無償資金協力による草の根の NGO 支援等を通じて様々な地雷除去支援を行ってきている。
- (2) CND は、現在 30 台強の日本製地雷除去機を保有しているが、除去機に取り付け、実際に地雷に衝撃を与えて爆発させることで除去を行う部分である「アタッチメント」が度重なる地雷除去のための爆発により破損している結果、除去活動に支障を来しているため、同アタッチメントの更新に加え、除去機等の修理を行うための工作車の供与に対するニーズが高い。
- (3) 一方で、内戦終結後の経済成長期（2002 年から 2015 年の間に 5,380 億ドルの原油収入を記録）に自国予算で日本製地雷除去機を購入した同政府であるが、同国産の原油輸出に大きく依存する同国経済が 2014 年後半からの油価下落により 2015 年に冷え込み、2016 年に実質 GDP 成長率が－2.6%と、内戦終結後初めてマイナス成長（2020 年まで 5 年連続）を記録するなど不況からの回復が遅れている。しかし、同国政府は対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）に基づき、2025 年までの地雷除去の完了を目指していることから、不況下においても地雷除去を進めるために、本分野における支援要請がなされた。現在でも年間数十件の地雷事故が発生しており、その多くは子どもを巻き込むものであるなど、生命、生活に対する脅威の緩和という人間の安全保障の観点から、本件実施の意義は高い。また、2019 年の TICAD7 の際の首脳会談で地雷除去支援への

要請があり、それ以降も同国政府は我が国による同分野の支援を要請していることから、本計画は同国との二国間関係強化においても高い外交的意義を有する。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

本計画は、アンゴラ政府に対し、日本企業製品を含む地雷除去関連機材（アタッチメント、工作車等）を供与することにより、地雷除去の進展を通じて同国の復興を支援し、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。

② 期待される開発効果

地雷除去関連機材を供与することにより、アンゴラにおける埋没地雷が多い地域でのインフラ整備や農地開拓が促進され、同国の持続的な経済社会開発に寄与することが期待される。

(2) その他特記事項

上述のとおり、アンゴラにおける地雷除去実施機関は、2022 年 7 月の大統領令第 212/22 号により組織改編がなされ、INAD を含む 4 つの機関が国家地雷除去センター（CND）に統合されるとともに、国防・退役軍人省の傘下におかれることとなった。

INAD に対する本計画を含むこれまでの経済協力は、全て地雷除去能力の向上を目的としている。したがって、INAD が CND として組織改編されて国防・退役軍人省の傘下に置かれても、CND に対する協力は、明確に民生目的と定義され、CND の軍事力向上に貢献すること及び軍事転用されることは想定されない。また、INAD に対するこれまでの地雷除去支援についても、軍事力向上に貢献すること及び軍事転用されることは想定されない。

案件形成時点では支援対象機関に軍関係者の関与は予定されていなかったが、案件形成後に国軍地雷除去部隊を含む他組織との統合に伴い、国防・退役軍人省の傘下に置かれることが判明したことから、適正会議に事後的に報告を行うもの。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス、タジキスタン
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」
- (3) 参加者：キルギス非常事態省職員 2 名、タジキスタン非常事態・市民防衛委員会職員 2 名を含む計 7 名
- (4) 計画の要約：

防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体の防災分野における課題解決能力の強化、当該地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国同様に自然災害が多発する中央アジア・コーカサス地域諸国において、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体が、防災分野の課題解決能力を強化すると共に、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することは喫緊の課題である。そのため、2004 年から JICA 課題別研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」を、中央アジア・コーカサス地域諸国の中央政府及び地方政府において防災行政を担当する一般行政官及び技術系行政官に対して実施している。

【キルギス】

キルギス非常事態省は、同国政府における中央防災機関という位置付けである。中央政府及び自治体レベルにおける防災に関連した政策整備や事業推進を通じ、地滑り、地震等の災害に係る被害軽減を図るためには、同省の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

【タジキスタン】

タジキスタン共和国非常事態・市民防衛委員会は、タジキスタン共和国における防災・発災対応機関という位置づけで自然災害および人災から人々や領土を守るための政策立案・活動を実施している。同国が有する地震・洪水・地すべり等の災害リスク軽減を図るためには、同委員会中核人材の本研修への参加を通じた中央政府および自治体レベルにおける政策整備、事業推進が不可欠である。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014 年 7 月の「中央アジア+日本」対話・第 5 回外相会合において採択された共同声明において、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

(1) 計画概要

参加国の防災分野における行政能力の強化、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することを目的として、参加者が、兵庫行動枠組の優先行動及び仙台防災枠組に沿って自国の現状と課題を分析した上で、本邦研修を通じて所属機関における防災体制の改善策を策定するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和 4 年度(2022 年度)課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」
- (3) 参加者：マレーシア海上法令執行庁職員 1 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に予防、被害者保護・自立支援）に関する取り組みの相互理解促進、またより効果的な地域連携の促進を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

アジア地域において近年深刻化している人身取引は、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められているが、人身取引撲滅と被害者保護は一国のみで対応できる課題ではなく、広域的課題として対応するためのネットワーク形成が重要である。

本研修は、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に予防、被害者保護・自立支援）に関する取り組みの相互理解促進、また、より効果的な地域連携の促進を目的とする。

マレーシアでは近隣諸国からの人身取引及び不法移民の密入国・不法労働が課題となっている。マレーシア海上法令執行庁は、2005 年に設立された内務省傘下の文民機関である。領海の海上における法と秩序の維持、捜索救助を主な業務としており、多発する犯罪や事故への対応能力の強化、東南アジア諸国との連携・協力体制の構築等に取り組んでいる。同庁職員を本研修に参加させ、人身取引問題に関する知識を強化することは、同国の人身取引対策及び調査能力能力の向上への貢献が期待される。

- (2) 当該国におけるジェンダーと開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、国際海上交通の要衝であるマラッカ海峡に面している。同海峡の海上治安の確保、テロ対策の強化、密輸・凶悪事件等による治安悪化への対策は、我が国の安全にも直結する課題であると同時に、貿易をはじめとするアセアン域内全体の経済活動にも大きな影響を与える重要な事項である。本研修はマレーシア国内のみならずアセアン域内の総合的な安全保障及びアセアン連結性の推進をはじめとする経済発展同国の防災強化を図るための支援として重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

参加者が日本や参加各国の人身取引対策について相互理解を深め、関係者間のネッ

トワークを強化し、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした人身取引対策の改善策を検討することを目的とする。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

令和5年4月25日

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：インドネシア海域
- (3) 案件名：離島開発及び漁業監視能力強化計画
(The Project for the Development of Outer Islands and the Enhancement of Fishery Surveillance Capacity)
- (4) 計画の要約：
本計画は、インドネシア海洋水産省に対し、退役した水産庁の漁業取締船2隻を譲与し、改修・機材整備・海上輸送・トレーニング等を行うことにより、同国の漁業監視能力の向上や漁業指導の円滑化の促進を図り、同国の経済社会開発に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

インドネシアは、東南アジア地域において最大規模の人口及び国土を擁し地政学的にも重要な位置を占め、我が国にとって民主主義や人権といった基本的な価値を共有するパートナーである。経済面で、同国 GDP は東南アジア最大規模を誇り、2020 年までに 1,950 社を超える日系企業が現地で活動しているほか、天然ガスや石炭を始め豊富な天然資源に恵まれ我が国の資源の輸入先としても重要な位置を占める。外交面では、同国は ASEAN において大きな発言力を有し、近年は G20 の参加国としても国際舞台でのプレゼンスを高めている。

同国の排他的経済水域（EEZ）は世界第3位の面積を誇り、その広大な海域における法執行を複数の機関が担っているが、これらの機関は、同海域を十分にカバーできるほどの能力を質的・量的にも有しているとは言い難い。同国における違法漁業による損失は近年深刻化しており、同国の遠隔地域における主産業である漁業活動にも影響を及ぼすなど喫緊の課題となっている。

現在、海洋水産省海洋水産資源監視総局（以下「監視総局」という。）が所有する漁業監視船は 34 隻のうち、40m 以上の監視船は 6 隻に留まっている。既存の船は速力重視のため、モンスーンの時期には外洋での航行に適していないほか、航続距離が短く、監視活動ができていない海域があるといった課題がある。そのため、外洋での長期間の航行・活動に堪え得る漁業監視船の供与について海洋水産省から累次に亘って要請が寄せられていた。

本計画により、違法漁業の取締りが適切に行われることで、同国の離島等の遠隔地の零細漁民の水産活動が活性化され、生計向上に寄与し、同国全体として均衡ある経済的發展につながることを期待される。

また、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」における「法の支配、航行の自由、

自由貿易等の普及・定着」及び「平和と安定の確保」の実現にも資するものであり、外交的意義は大きい。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

(ア) 施設、機材等の内容

漁業監視船の改修費（点検、清掃、修理、交換等）、係留費、輸送費等（2隻）

(イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

改修計画、入札補助、操作維持管理トレーニング等

② 期待される開発効果

既存の速力重視の監視船では外洋での航行に適しておらず、荒波での航行も困難だったところ、本計画による監視船の導入により、荒波でも航行でき、かつ長い距離を航行・漁業監視することが可能となる。

③ 計画実施機関／実施体制：海洋水産省海洋水産資源監視総局

④ 他機関との連携・役割分担：運輸省海運総局警備救難局（KPLP）は領海内における搜索救助や海上交通の法令執行、国家警察傘下の海上警察（POLAIR）は領海内における治安等の法令執行、国家救難搜索局（BASARNAS）は領海内の海難時等の搜索救助活動、財務省税関総局は領海内の密輸、法務人権省入国管理総局は領海内の密航の取締りを行っている。監視総局は、EEZ 内の海域の違法漁業取締りを含む漁業監視・管理を行っている。海上保安機構（BAKAMLA）は、EEZ 内の海域の海上安全・治安維持のための違法漁業の監視、密航・密輸等の検査、海難救助を行うこととなっている。

⑤ 運営／維持管理体制：事業実施機関である監視総局が監視船の運航・維持管理を行う。現在監視総局は、34 隻の 15m～60m の監視船を所有しており、運航・維持管理を行っている。本計画の監視船の引渡し時に 3 週間程度、操作・維持管理のトレーニングを行うことに加え、引渡し後半年及び 1 年後にコンサルタント及びメーカーによる検査（要すればトレーニング）を実施する。また、監視総局に対する技術協力「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト」においても、本計画により導入される監視船を含めた監視総局所有の監視船の運航・維持管理計画の能力強化の支援を 2023 年中に開始予定。

(2) その他特記事項

- インドネシアは所得水準が相対的に高いものの、本計画はシンガポール・マラッカ海峡を始めとする我が国の重要なシーレーン上にも位置する同国の海域の安全の向上に資するものであり、同国政府の要請に応じて無償資金協力により実施することが適当である（「広域性」及び「外交的観点」）。
- 本計画で供与予定の監視船は、供与後に監視総局により、小銃等の海上法執行機関として必要最小限の装備が搭載されることが想定されるものの、本計画は、漁業監視船を供与することにより、同国の離島地域の水産業の活性化及び監視総局の海上法執行能力の強化を図ることを目的としており、本計画は開発目的

であり、軍事目的ではない。

- 他の援助機関の対応：インドネシアの 2022 年の借入計画によると、監視船計 8 隻、係留施設、事務所、通信システム等の整備事業が予定されている。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

ジブチ共和国向け無償資金協力「タジュラ湾海上輸送力増強計画」（評価年度：2013 年）の事後評価等では、準備調査段階でジブチ側の維持管理予算確保の確認を行ったものの、運航開始後 4 年を経過した時点で当初調達した消耗予備品が尽き、予算不足により一時的にスペアパーツを購入できなくなり整備作業に支障をきたしたこと、本邦で保守維持管理の研修を受けた船員がその後退職するなど、技術レベルの維持・継承に問題があったことなどが指摘された。これらの教訓を生かし、本計画では、引渡し時の訓練の参加者を増やし、定期検査や部品交換、清掃等の定期メンテナンス計画を示す船体保守整備管理システムを導入することに加え、上述の技術協力により、適切な船舶管理及び運航・維持管理計画の能力強化の支援を行う予定。

以上

[別添資料] 地図

海洋水産省海洋水産資源監視総局の基地

